# 農業農村整備事業制度 ハンドブック

令和6年12月

青森県農林水産部農村整備課 計画審査グループ

## 利用に当たっての注意事項

青森県で実施している県営事業に関する事業制度を中心として掲載しています。掲載事業の他にも各種の補助事業があるため、掲載事業を活用できない場合は、農林水産省のホームページに掲載されている各事業の実施要綱・要領をご覧ください。

### 農業農村整備事業制度ハンドブック 《目次》

1. 工種別適用事業一覧表	···3~5
2. 事業制度の紹介	7
(1) 経営体育成基盤整備事業	···9~11
(農業経営高度化支援事業)	· · · 12 ~ 14
(2)農地中間管理機構関連農地整備事業	···15~18
(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	· · · 19 ~ 20
(4) かんがい排水事業	· · · 21 ~ 23
(5) 農業水利施設保全合理化事業	
・農地集積促進型	· · · 24 ~ 25
・簡易整備型	· · · 26 ~ 27
(6) 畑地帯総合整備事業	· · · 28 ~ 31
(7) 中山間地域総合整備事業	· · · 32 ~ 38
(8) 防災ダム事業	39
(9) ため池等整備事業(ため池整備)	
・地震・豪雨対策型	· · · 40 ~ 41
▪一般整備型	· · · 42 ~ 44
• 長寿命化型	45
・ため池群整備工事	· · · 46 <b>~</b> 47
(10) ため池等整備事業(用排水施設整備)	· · · 48 ~ 50
(11) ため池等整備事業(ため池整備)	
・防災重点農業用ため池(地震・豪雨対策	
・防災重点農業用ため池(一般整備型)	···53~55
・防災重点農業用ため池(ため池群整備エ	<b>二事</b> ) ···56~57
(12) ため池等整備事業(長寿防災:防災減災)	···58 ~ 61
(13) 湛水防除事業	···62~63
(14)農業用河川工作物応急対策事業	64
(15) 水質保全対策事業	···65 ~ 67
(16) 地すべり対策事業	···68 ~ 69
(17) 農地耕作条件改善事業	
・地域内農地集積型	···70~72
・高収益作物転換型	···73~76
・スマート農業導入推進型	···77~78
(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業	···79 ~ 80
(19) 畑作等促進整備事業	···81~82
(20) 団体営農業集落排水事業	· · · 83 ~ 84
(21) 通作条件整備事業	···85~88
(22) 広域農業用水適正管理対策事業	89
(23) 農業水利施設魚道整備促進事業	···90~91
(24) 集落基盤整備事業	···92~93
(25) 海岸保全施設整備事業	· · · 94 ~ 96

1. 工種別適用事業一覧表

## 工種別適用事業一覧表

	工性が適用手术 兄女	
工種	適用事業名(県営事業名)	掲載頁
用排水路	基幹水利施設ストックマネジメント事業	19~20
(整備・保全対策・維持管理)	かんがい排水事業	21~23
	農業水利施設保全合理化事業	
	・農地集積促進型	24 <b>~</b> 25
	・簡易整備型	26 <b>~</b> 27
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	79 <b>~</b> 80
ほ場の条件整備	経営体育成基盤整備事業	9~11
	(農業経営高度化支援事業)	(12 <b>~</b> 14)
	農地中間管理機構関連農地整備事業	15~18
	畑地帯総合整備事業	28~31
	農地耕作条件改善事業	
	・地域内農地集積型	70 <b>~</b> 72
	・高収益作物転換型	73 <b>~</b> 76
	・スマート農業導入推進型	77 <b>~</b> 78
	畑作等促進整備事業	81~82
農村地域の防災減災対策	防災ダム事業	39
	ため池等整備事業(ため池整備)	
	・地震・豪雨対策型	40~41
	・一般整備型	42 <b>~</b> 44
	・長寿命化型	45
	・ため池群整備工事	46 <b>~</b> 47
	ため池等整備事業(用排水施設整備)	48~50
	ため池等整備事業(ため池整備)	
	・防災重点農業用ため池(地震・豪雨対策型)	51~52
	・防災重点農業用ため池(一般整備型)	53 <b>~</b> 55
	・防災重点農業用ため池(ため池群整備工事)	56 <b>~</b> 57
	ため池等整備事業(長寿防災・防災減災)	58~61
	湛水防除事業	62~63
	農業用河川工作物応急対策事業	64
	水質保全対策事業	65 <b>~</b> 67
	地すべり対策事業	68~69
	広域農業用水適正管理対策事業	89
	海岸保全施設整備事業	94~96
農道整備・農道保全	通作条件整備事業	85~88
生活基盤・生活環境の総合整備	中山間地域総合整備事業	32~38
	集落基盤整備事業	92~93
	木石 生 皿 正 师 于 木	
魚道の整備	農業水利施設魚道整備促進事業	90~91

2. 事業制度の紹介

国事業名	・農業競争力		整備事業 経営体育成型		
	・農業競争力	強化農地整備事業   農地	整備事業 中山間地域型		
項目		内容		備考(参照箇所)	
事業内容	1 区画整理、	暗渠排水		要領別紙 1 第 3-1	
	2 農業用用技	非水施設整備、農道整備	、区画整理、農用地造成、暗渠		
	排水、客土、	除礫のうち2以上			
	3 中山間地地	或型は1~2を中山間地	域において実施	要領別紙 1 第 3-2	
実施要件	次の1~4の暑	要件をすべて満たすこと			
	1 農業競争	力強化基盤整備計画を策	定	要綱第 6-2	
	2 基盤整備	関連経営体育成等促進記	十画及び農用地利用集積促進土	基盤整備関連経営	
	地改良整体	<b>備計画を策定</b>		体育成等促進計画	
				等策定要領第1	
	3 受益面積	20ha 以上		要領別紙 1 第 5-1	
		ウのいずれかを満たすこ			
			始時より表のとおり増加見込		
	イ 担い手	イ 担い手農地集約化率が事業開始時より表のとおり増加見込			
	(AT ))(AL				
	(経営体育成型	1	++>#-		
	区分	現況	基準		
	集積率要件	80%未満	80%以上になること		
		80%以上90%未満	5%以上増加すること		
		90%以上 95%未満	95%以上となること 担い手への利用集積が図		
		95%以上	担い子への利用条領が凶しられること		
	集約化率	23%未満	30%以上になること		
	要件	23%以上 35%未満	7%以上増加すること		
		35%以上 38.5%未満	42%以上になること		
		38.5%以上 63%未満	3.5%以上増加すること		
		63%以上 66.5%未満	66.5%以上となること		
		66.5%以上	担い手への集約化が図ら		
			れること		
		<u> </u>	1		

(E	ЫП	먭	1441	域型	11)
( -	гı,	пн	INIV.	ノジス・コ	<b>⊢</b> " /

区分	現況	基準
集積率要件	80%未満	80%以上になること
	80%以上 90%未満	5%以上増加すること
	90%以上 95%未満	95%以上になること
	95%以上	担い手への利用集積が図
		られること
集約化率	23%未満	30%以上になること
要件	23%以上 35%未満	7%以上増加すること
	35%以上 38.5%未満	42%以上になること
	38.5%以上 63%未満	3.5%以上増加すること
	63%以上 66.5%未満	66.5%以上となること
	66.5%以上	担い手への集約化が図ら
		れること

- ウ 次の要件をすべて満たすこと
- (ア) a 農地所有適格法人が存在しない地区 事業完了時、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適 格法人が設立見込み
  - b 農地所有適格法人が存在する地区 事業完了時、法人が特定農業法人として農用地利用規程に 定められ、かつ、経営所得安定対策の加入者となる見込み
- (イ)事業完了時、受益面積に占める(ア)を満たす農地 所有適格法人等の経営等農用地面積割合が、受益面積に占める 水田及び畑地の割合が8割以上の地区については80%以上、 それ以外の地区については50%以上となる見込み
- 5 前歴事業実施後の作付状況に対し、地方農政局等により改善措置 をの指導を受けていない又は指導に対し、改善措置が適切に執られ ている
- 6 区画整理によって形成されるほ場のうち、30a 以上であるものの 面積の合計が 2/3 以上である

#### 実施主体 県

#### 負担割合

	国	県	地元
一般	50%	27.5%	22.5%
中山間地域	55%	27.5%	17.5%

留意事項	1 農道整備における事業実施地区外の関連農道の要件	要領別紙1第5-1-	
	・ほ場、集落及び既設基幹道路等を連結する	(8)	
	・1 路線の延長が概ね 500m未満		
	・連絡する農道の幅員が概ね5m以上		
	2 担い手の定義	要領別紙1第2-3	
	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水		
	準到達者、地域計画の目標地図に位置付けられた者(中心経営体)		
	3 前歴事業施設については、地区調査開始時点までに施設所有者が		
	当該事業施設の財産処分を完了した場合に限り、一定地域に含める		
	ことができる		
	4 ほ場整備事業の実施に当たっては、別途定めている、青森県ほ場		
	整備事業実施方針に基づき実施すること		
調査計画	1 調査期間		
	2年		
	2 調査主体		
	県		
	3 調査費負担割合		
	1年目		
	国 50%、地元 50%(中山間地域 国 55%、地元 45%)		
	2年目		
	県 50%、地元 50%		

	農業経営高度化支援事業(ソフト)			
国事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 農業経営高度化支援事	業		
項目	内容	備考(参照箇所)		
事業内容	1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業 土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県が行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 2 高度経営体集積促進事業(中心経営体農地集積促進事業)中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 (1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 (2) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、県が行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 5 水田貯留機能向上推進事業	要領別表 1 -4		
. I. II. II.	水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備			
実施期間 助成期間	<ul> <li>1 高度土地利用調整事業         <ul> <li>(1)指導事業</li> <li>①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画等に定める目標年度まで</li> </ul> </li> <li>②助成期間:生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画等に定める目標年度まで</li> <li>(2)調査・調整事業</li> <li>①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から目標年度まで</li> <li>②助成期間:生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度まで</li> </ul>			

		T
	2 高度経営体集積促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	
	①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度まで	
	②助成期間: 生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度の翌々	
	年度まで	
	3 耕地利用高度化推進事業	
	①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年	
	度まで	
	②助成期間: 生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年	
	度まで	
	4 水田貯留機能向上支援事業	
	①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田	
	貯留機能向上計画に定める目標年度まで	
	②助成期間: 生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向	
	上計画に定める目標年度まで	
	5 水田貯留機能向上推進事業	
	①実施期間:生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯	
	留機能向上計画に定める目標年度まで	
	②助成期間: 生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯	
	留機能向上計画に定める目標年度まで	
実施主体	1 高度土地利用調整事業	要領別紙1第4
	(1)指導事業	
	県、県土地改良事業団体連合会	
	(2)調査・調整事業	
	県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等	
	2 高度経営体集積促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	
	県、市町村、土地改良区	
	3 耕地利用高度化推進事業	
	県、市町村	
	4 水田貯留機能向上支援事業	
	県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等	
	5 水田貯留機能向上推進事業	
	県、市町村、土地改良区	
留意事項	1 事業内容の1~5の事業は単独、複合いずれでも取り組むことが	
	でき、必須事業ではない	
	2 単年度のみ、隔年、毎年連続の実施が可能	
	3 調査・調整事業の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する	要領別紙第 10-5
	次の基準額に事業の実施年数を乗じた額	

受益面積	基準額
60ha 未満	1,500 千円
60ha 以上 200ha 未満	2,000 千円
200ha 以上	4,000 千円

4 高度経営体集積促進事業 (中心経営体農地集積促進事業) の助成 の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費に次の助成割合を乗じ た金額

要領別表3

中心経営体	助成割合		
農地集積率	基本	集約化加算	
55%以上 65%未満	0.055	0.065	
65%以上 75%未満	0.065	0.085	
75%以上 85%未満	0.075	0.105	
85%以上	0.085	0.125	

5 高度経営体集積促進事業(中心経営体農地集積促進事業)の交付は、別に定める交付要綱による。促進費の使途は、交付要綱に定めるとおり農家負担金に係る金融機関からの借入金の償還に要する経費

青森県高度経営体 集積促進事業交付 金交付要綱

国事業名   農地中田管理機構関連農地整備事業   内容   備考(参照箇所) 事業内容		農地中間管理機構関連農地整備事業	
事業内容 1 一般型 農業生産基盤整備事業 (農業用用排水施設整備、農道整備、区面 整理、農用地造成、暗渠排水、客土、除礫)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 2 省力化整備型 省力化整備型 省力化整備型 省力化整備型 音響、2 電源域整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 要綱第 6-1 実施型性機構集積化進事業とを併せて一体的に実施する 要綱第 6-1 実施型地域内の農用地全でについて、機構が農地中間管理権を有すること 2 (1) 受益面積 ア農用地の面積が、10ha (中山間地域は5 ha) 以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ農用地は1 ha 以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第 87条の 3 第 7 項において有する農地中間管理権の全ての存続期間者しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全でに係る委託期間が 15 年以上であること (4) 指導事業の有無本地区の前煙事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること	国事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業	
農業生産基整整備事業 (農業用用排水施設整備、長道整備、区画整理、農用地造成、暗渠排水、客土、除礫)と密接な関連のある農業生産基整整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する2 省力化整備型省力化整備の時間で利りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農業生産基整盤備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 実施要件 1 集積・集団化等促進基整整備計画を策定していること 2 (1) 農地中間管理権等事業施工地域内の農用地全でについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域及び関国地は0.5ha) のまとする イ 農用地(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地に対て字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び関国地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において作用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局民等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること	項目	内容	備考(参照箇所)
整理、農用地造成、暗菜排水、客上、除礫)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 2 省力化整備型 省力化整備型 省力化整備で配置があった日において有する農業生産基盤備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する ま施要件 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること 要綱第 6-1 要雇用地域内の農用地全でについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha(中山間地域は5 ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地は1 ha 以上(中山間地域及び関園地は 0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第 87 条の 3 第 7 項において作用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が 15 年以上であること (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること	事業内容	1 一般型	要領別紙 1 第 3-1
業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援 事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 2 省力化整備(畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は 施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農 業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援 事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 実施要件 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること 2 (1)農地中間管理権等 事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理 権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の 委託を受けていること (2)受益面積 ア 農用地の面積が、10ha(中山間地域は5 ha)以上で、算入 範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲) とする イ 農用地は1 ha 以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のま とまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において増 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと		農業生産基盤整備事業(農業用用排水施設整備、農道整備、区画	及び別表
事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 2 省力化整備( 性野の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は 施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農 業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援 事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する		整理、農用地造成、暗渠排水、客土、除礫)と密接な関連のある農	
2 省力化整備型 省力化整備(畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は 施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集債推進事業とを併せて一体的に実施する。 東美国化等促進基整整備計画を策定していること 2 (1) 農地中間管理権を事業に進動を開助していること。 2 (1) 農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること。 (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha(中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする。 イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること。 (3) 農地中間管理権等の設定期間、農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること。 (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作行状況に対し、地方農政局長等により改善措置を請じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。		業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援	
省力化整備(畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は 施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 実施要件 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること 2 (1)農地中間管理権等事業施工地域内の農用地全でについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2)受益面積 ア農用地の面積が、10ha(中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する	
施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する  実施要件 1 集積・集団化等促進基整整備計画を策定していること 2 (1)農地中間管理権等事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2)受益面積 ア農用地の面積が、10ha(中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		2 省力化整備型	
業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援 事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること 2 (1)農地中間管理権等 事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理 権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の 委託を受けていること (2)受益面積 ア 農用地の面積が、10ha(中山間地域は5ha)以上で、算入 範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲) とする イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のま とまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと		省力化整備(畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は	
事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する  実施要件  1 集積・集団化等促進基整整備計画を策定していること  2 (1) 農地中間管理権等 事業施工地域内の農用地全でについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること  (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする  イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること  (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること  (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		施設の維持管理に関する省力化を行う整備)と密接な関連のある農	
実施要件 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること 2 (1) 農地中間管理権等 事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5 ha) 以上で、算入範囲は大字を単位 (営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地は1 ha 以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha) のまとまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援	
2 (1) 農地中間管理権等 事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理 権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の 委託を受けていること (2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5 ha) 以上で、算入 範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲) とする イ 農用地は1 ha 以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha) のま とまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4) 指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと		事業又は機構集積推進事業とを併せて一体的に実施する	
事業施工地域内の農用地全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2)受益面積 ア農用地の面積が、10ha (中山間地域は5ha)以上で、算入施囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること	実施要件		
権を有すること又は地域計画の区域内において農業経営等の委託を受けていること (2)受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		, , , , , = , , , , , ,	要領別紙1第5-1
委託を受けていること (2) 受益面積  ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5 ha) 以上で、算入 範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲) とする  イ 農用地は1 ha 以上 (中山間地域及び樹園地は0.5ha) のま とまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4) 指導事業の有無  本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
(2) 受益面積 ア 農用地の面積が、10ha (中山間地域は5ha) 以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3) 農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
ア 農用地の面積が、10ha(中山間地域は5ha)以上で、算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする  イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていることと			
範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)とする  イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること  (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること  (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
とする  イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること  (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること  (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
イ 農用地は1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha)のまとまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
とまりを有する農地で構成されること (3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
(3)農地中間管理権等の設定期間 農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用 する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
農用地について、機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
する法第87条第5項の規定による公告があった日において有 する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間、又は 当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の 全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
当該広告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
全てに係る委託期間が15年以上であること (4)指導事業の有無 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、 地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと			
(4) 指導事業の有無本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること			
地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと		(4) 指導事業の有無	
ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている こと		本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、	
こと		   地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けてい	
		ないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られている	
3 一般型は次の要件を満たすこと   要領別紙1第5-2		こと	
		3 一般型は次の要件を満たすこと	要領別紙 1 第 5-2
(1)担い手への集団化等		(1)担い手への集団化等	

- ア 全ての農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に 8割以上を担い手に集団化することを機構の方針としてい ること
- イ 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、 担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50% 以上向上すること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす 場合はこの限りでない。
  - (ア) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと
    - a 米の生産コストが 60kg あたり 9,600 円を下回る見 込み
    - b 作物生産額に占める高収益作物の割合が8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が10%以上増加する又は作物生産額に占める高収益作物の割合が5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が50%以上増加することが見込み
  - (イ)事業実施前の施工地域内農用地において、狭小・不整 形、排水不良等の農用地が過半を占めること
  - (ウ)事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれも80%以下であること
- (2) 収益性の向上

事業完了後5年以内(果樹等は10年以内)に定める目標年度において、農用地における収益性が20%以上向上すること。ただし、収益性の細目に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこと。

- ア 販売額が20%以上向上する見込み
- イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%向上する地区について、生産コストが20%以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合は3の(1)のイの(ア)のaを満たす見込み
- ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%向上しない地区について、生産コストが20%以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合は3の(1)のイの(ア)のa又はbを満たす見込み
- 4 省力化整備型は次の要件を満たすこと

(1) 対象地域は、次の要件を全て満たすこと

ア 中山間農業地域又は「地勢等の地理的条件が悪く、農業の 生産条件が不利な地域」又は人口減少が著しく省力化整備が 要領別紙1第5-3

	V= -	あると県知事が認め7	A. 141.1-A			
		. **				
		に集団				
	化して					
		の基盤整備により、」				
		は周辺の農用地と比っ	べて収益性が	20%以上上	回って	
	いるこ	_				
		施前から目標年度(				
	農用地で	担い手に集団化又は賃	<b>集約化されて</b>	いない農地の	8割	
		い手に集団化又は集約				
		施前から目標年度(				
	施工に係	る農地の畦畔の草刈り	りや水路の草	刈り、泥上げ	等の営	
	農又は施	設の維持管理に関する	るコストが 2	0%以上削減	される	
	こと					
実施主体	県					
負担割合		T		T		
		国	県	地元		
	一般	50% (+12.5%) *	27.5%	10%		
	中山間地域	55% (+7.5%) *	27.5%	10%		
	※機構関連事業	は、ハード事業の初年	F度から、年月	度毎の交付申	請に応	
	じて、国から県	に推進費が交付される	3			
留意事項	1 担い手の定	義				要領別紙1第2-3
	認定農業者	、認定新規就農者、市	市町村基本構	想水準到達者	:	
	2 まとまりを	有する農地(連担化原	農地)			要領別紙1第2-5
	畦畔や導水路をはさんで接続しているなどして、一連の営農作業					
	の継続に支障がない農地					
	3 連担化と集					
	「連担化」	は同一				
	の担い手が経					
	4 集約化					要領別紙1第2-9
	同一の経営体の経営等農用地であって、1 ha(中山間地域及び樹					
	園地は 0.5ha) 以上のまとまりを有する農地となること					
	5 機構に農地を貸し付けた後、相続人がなく所有者が死亡した場合					
	でも、農地中					
	満了後は、	管理人				
	と機構が契約	を締結し、いない場合	は機構が所	有者不明の場	合の公	
	示・裁定手続	を通じて農地中間管理	里権を取得す	ることが可能		
	6 面積要件(	平場 10ha、中山間地均	或 5 ha)の判	断は、工事完	了後の	
			· <del></del>			

仕上がり面積で判断する

- 7 「飛び地」となっている農地について
  - 一円的にまとまりがあり、集約化しやすい地域設定としてもなお、飛び地となっている農地は、①1ha以上の連坦化した農地、②事業対象農地は大字を単位とする党の採択要件を満たしていれば対象となる
- 8 雑種地や原野については、農地中間管理権を設定することができ れば、本事業の対象になる
- 9 農地中間管理権を解除後に農業経営等の委託を受けている農用地に切り替えた場合、補助金返還の徴収対象となる
- 10 前歴事業施設については、地区調査開始時点までに資設所有者が 当該施設の財産処分を完了した場合に限り、一定地域に含めること ができる
- 11 ほ場整備事業の実施に当たっては、別途定めている、青森県ほ場 整備事業実施方針に基づき実施すること

#### 調査計画

1 調査期間

2年

2 調査主体

県

- 3 調査費負担割合
  - 1年目

国 62.5%、県 37.5%

2年目

県 100%

	基幹水利施設ストックマネジメント事業	
国事業名	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	1 国・県営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等に関する機能保全計画の策定 2 農業用用排水施設整備を実施するもので、国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 3 農業用用排水施設整備を実施するもので、国・県営造成施設にお	要領別紙 1 第 2-6
	いて発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の	
	実施	
実施要件	1 次の区分の応じた水利施設等保全高度化整備計画を策定していること (1)高付加価値区分	要綱第 6 要領第 4 -1
	畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの (2)農地集積促進区分当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるもの (3)水管理省力化区分水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー等に資するもの (4)洪水調節機能強化区分既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するもの	

実施主体	県				
負担割合					
		国	県	地元	
	一般(更新)	50%	29%	21%	
留意事項	1 施設機能の	向上を主な目的	としない施設		
	現況施設の	受益範囲の変更、	、用水計画や排力	く計画の再策定が	<sup>3</sup> 必要
	なもの及び用	排水再編を行う	等の目的がないた	施設	
	2 「一体的な	施設」の定義			
	基幹的水利	施設と密接な関係	係で機能し、一体	体的に整備しない	な基
	幹的施設の機	能が発揮できなり	い附帯施設		
	3 農業用用排	水施設等の「等」	は土地改良事業	<b>ぎで造成された施</b>	<b>記と</b>
	同等のものと	して整理できる	ものしか含まない	()	
調査計画	1 調査期間				
	1~2年				
	2 調査主体				
	県				
	3 調査費負担	割合			
	1年目				
	国 100%				
	2年目				
	県 100%				

	かんがい排水事業	
国事業名	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設整備型	型 一般型
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	農業用用排水施設整備を実施するもの(国・県営造成施設の変更	要領別紙 1 第 2-1
	であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を	
	主な目的としないものを除く)。	
実施要件	1 次の区分に応じた水利施設等保全高度化整備計画を策定してい	要綱第6
	ること	
	(1)高付加価値区分	要領第4-1
	畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加	
	価値を高めるもの	
	(2)農地集積促進区分	
	当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見	
	込まれるもの	
	(3)水管理省力化区分	
	水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や	
	再生可能エネルギー等に資するもの	
	(4)洪水調節機能強化区分	
	既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上	
	等、洪水調節機能の強化に資するもの	
	2 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積の	要領別紙1第4-1
	合計が 200ha 以上かつ、末端支配面積 100ha 以上	
	3 現況で農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地と	
	する農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積の合計	
	が 100ha 以上であり、かつ、末端支配面積 20ha 以上	
	4 ダム又は頭首工等の基幹工事の施工に係る国営事業に附帯して	
	行う国営事業施工部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止	
	又は変更であって、末端支配面積 100ha 以上のものの受益面積	
	200ha 以上	
	5 ダム又は頭首工等の基幹工事の施工に係る国営事業に附帯して	
	行うものであって、国営事業施工部分に接続する畑地を受益地と	
	する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配	
	面積 20ha のものの受益面積 100ha 以上	
	6 畑地を受益地とする農業用用排水施設の系統的自動化又は系統	
	的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設を伴う農業用用	
	排水施設の新設又は変更であって、受益面積 100ha 以上	
	7 取水施設の取水機能に障害が生じている場合において、回復さ	

	せるために心	 ※要な改良又は	代替施設の	<u></u> 新設であって、	受益面積	
	200ha 以上で、要する費用の額が約5千万円以上					
実施主体	県			,,,,, <u>,</u>		
負担割合	711					
>/411411		玉	県	地元		
	一般	50%	25%	25%		
	一般(更新)	50%	29%	21%		
	742 (20171)	0070	2570	2170		
留意事項	1 「管理」「/	· 廃止」「変更」(	の扱いについ	っては、以下の。	ように定義	
	されており、	管理は新設、原	廃止、変更に	含まれない		
	アー管理					
	(ア) 維持	<b>テ・保存:ダム</b> ス	を点検し、芹	えれた水路を修繕	善し、埋没	
		した水脈	路の浚渫のよ	、うな施設の機能	<b>能を保全す</b>	
		る行為				
	(イ)運用	]:揚水機を運	妘して用水を	供給、又は排刃	kなど施設	
		をその用法に行	<b>逆って支配す</b>	る行為		
	イ 廃止:土	地改良事業計	画で予定して	いた農業上の種	刊益が発生	
	しな	い場合、事業	主体が所要の	手続きを経て行	〒う行為	
	ウ 変更:旅	<b>記の機能を拡</b> っ	大する行為			
	2 「変更」は	従前の施設を改	女修・整備す	るもので、「新	没」以外の	
	ものが該当し	<ul><li>、事業実施上の</li></ul>	の「更新」に	は「変更」に含る	まれる	
	3 過去に県営	土地改良事業等	等により造成	された基幹的農	農業用用排	
	水施設の整備	青を主要工事に <sub>1</sub>	含むものにつ	いては、「更新型	型ガイドラ	
	イン」を適用	することとし、	これによら	ないものについ	ては、「新	
	設ガイドライ	ン」を適用する	3			
	4 農業用用排	水施設の定義				
	貯水池、頭首工、揚水機、用水路、排水水門、排水路等の農業					
	水利施設と附帯する流量制御施設、水管理制御施設、小水力発電					
	施設					
				施肥用水施設、	凍霜害防	
		についても実施	施可能			
	6 国営附帯の					
			けられないか	、国営事業と-	一体的に効	
	果を発揮する					
		おける受益地の				
	湛水被害や	室外が事業の	実施により直	直接的及び間接的	りに解消又	

	は軽減される地域。排水条件、地形条件、社会条件により設定
	8 更新事業では、地区の最新の諸計画を反映した用水計画策定す
	ることが基本であり、水利権水量や施設規模等を適切に決定する
	必要がある
調査計画	1 調査期間
	1~2年
	2 調査主体
	県
	3 調査費負担割合
	1年目
	国 100%
	2年目
	県 100%

		農業水利施設	保全合理化事業				
国事業名	水利施設等保	全高度化事業 水利施詞	<b>设整備事業</b> 農地集積促進型	Ī			
項目		内容		備考(参照箇所	<del>i</del> )		
事業内容	1 農業用用排	非水施設整備を実施する	<b>₺</b> の	要領別紙1第2-	·10		
	2 1の事業と	名土、暗渠排水及び区	画整理並びに高度土地利用	調整			
	事業と密接	な関連のあるものとを低	并せて一体的に実施するもの	)			
	3 国営かんか	ぶい排水事業(農地集積	促進型)と併せて、中心経行	営体			
	農地集積促	進事業を一体的に実施す	するもの				
実施要件	1 次の区分に	に応じた水利施設等保全	高度化整備計画を策定して	いる 要綱第6			
	こと						
	(1)高付加	価値区分		要領第 4-1			
	畑作物	又は園芸作物の導入・生	産拡大等を通じて農業の付	加価			
	値を高め	るもの					
	(2)農地集	積促進区分					
			責率が増加することが確実と	見			
	込まれる	<b>€</b> Ø					
	(3)水管理						
			氐コスト化、省エネルギー化	や再			
		ネルギー等に資するもの	D				
		節機能強化区分					
			D増大や水田貯留機能の向上	·等、			
		機能の強化に資するもの					
		が 20ha(中山間地域は 1		要領別紙1第4-	10		
	3 集積地域整						
		治時に比べ以下のとおり	増加することが確実と見込	まれ			
	ること	ᄼᆂᇄᅩᆝᇌᇴᆝᄪᄁᅑᅅᄪᄼ					
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	槓に占める水田及ひ畑f 積の割合が8割以上の均	作物を作付けする畑地を合 B A				
	現況	基準	要件				
		80%未満   80%以上   担い手農地利用集積率が					
		80~90%     5%以上増加       co. 050/ N L     chixxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx					
	90~95%						
	95%以上	担い手への利用集積	と				
		が図られていること					

	(2) 上記以	1かの担合					 
	現況	基準	<b>É</b>		要件	7	
	50%未満			担い手農地利用集積率が		<u>-</u>	
	50~90%	•	·H		地利用条領率が うに増加するこ		
		5%以上增加	Щ				
	90~95%	95%以上	加田佐徒		と見込まれるこ		
	95%以上	担い手への	, ., ., ., ., .,	ع			
		が図られてい	いること			_	
実施主体	県						 
負担割合							
MEDIO		玉	県		地元	7	
	一般	50%	27.	 5%	22.5%	$\dashv$	
	中山間地域	55%	27.		17.5%	-	
	1,1111111111111111111111111111111111111	33 70	27		17.570	_	
留意事項	1 法手続き	は事業主体の個	任意となる	が、施設の	維持管理計画の	変更、	
	区画整理に	よる換地処分、	、あるいは	は、農家負担	旦の増額を求め	る場合	
	等は法手続	きを行うことス	が適切				
	2 目標年度	において、農	地集積率か	「採択要件」	に示す値に達し	なかっ	
	た場合、補助	助金返還となる	るため、計	一画段階から	ら、担い手への	集積に	
	関する調整	を確実に行う。	必要がある				
	3 本事業は	、一次整備済。	みの地区を	:対象とし	て、水管理の省	力化の	
	ための補修	・更新を行う	ことで、担	且い手への点	農地集積、集約	化を促	
	進させるこ	とを目的とし <sup>、</sup>	ているため	、新たな記	路線を新設する	場合等	
	は対象外と	なる					
調査計画	1 調査期間	]				•	
	1~2年	•					
	2 調査主体	ž					
	県						
	3 調査費負	(担割合					
	1年目						
	国 100	1%					
	2年目						
	県 100	1%					 

	農業水利施設保全合理化事業					
国事業名	水利施設等保全高度低	化事業 水利旅	<b></b> 起設整備事業	善 簡易整備型		
項目		内	容			備考(参照箇所)
事業内容	1 農業用用排水施設	没整備を実施す	<sup>+</sup> るもの			要領別紙1第2-12
	2 給水栓、ゲート、	分水工等の自	動化等の管	理省力化のための	の農業	
	用用排水施設の整備	備と水管理施設	设、維持管理	施設、安全施設等	等の農	
	業用用排水施設に	附帯する施設の	)整備			
実施要件	1 次の区分に応じた	た水利施設等係	<b>R全高度化整</b>	盛備計画を作成す	る	要綱第5
	(1)高付加価値区会	分				要領第 4-1
	畑作物又は園	芸作物の導入・	生産拡大等	を通じて農業の何	寸加価	
	値を高めるもの					
	(2)農地集積促進[	区分				
	当該事業の担い	<b>ハ手農地利用</b> 第	<b>長積率が増加</b>	]することが確実	と見	
	込まれるもの					
	(3)水管理省力化[	区分				
	水管理の省力の	化や維持管理の	)低コスト化	公省エネルギー(	化や再	
	生可能エネルギ	一等に資するも	のの			
	(4)洪水調節機能	<b>強化区分</b>				
	既存ダムの洪ス	水調節可能容量	量の増大や水	く田貯留機能の向	上等、	
	洪水調節機能の	強化に資する <b>も</b>	のの			
	2 1地区当たりの	事業費 200 万F	円以上			要領別紙1第4-12
	3 1地区当たりの	受益者数2者以	<b>人上</b>			
	4 1地区当たりの	受益面積 5 ha J	以上			
実施主体	県、市町村、改良区					
負担割合	<県営の場合>				_	
		国	県	地元		
	一般	50%	27.5%	22.5%		
	一般(更新)	50%	31%	19%		
	中山間地域	55%	27.5%	17.5%		
	中山間地域(更新)	55%	30%	15%		
留意事項	_					

調査計画	<県営の場合>
	1 調査期間
	1~2年
	2 調査主体
	県
	3 調査費負担割合
	1年目
	国 100%
	2年目
	県 100%

	畑地帯総合整備事業				
国事業名	·水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 畑地帯総合整備	型			
	·水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 中山間地域型				
項目	内容	備考(参照箇所)			
事業内容	1 畑地帯総合整備型 (1)担い手育成対策 ア 農業用用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ 客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (2)担い手支援対策 ア (1)のアと同じ イ 客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生	要領別紙 2 第 2-1			
	産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援 事業(農業経営高度化促進事業)のうちアと密接な関連のあるも のとを併せて一体的に実施するもの ウ 農業用用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業 用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 エ 単独土層改良 オ 単独営農用水施設整備 カ 単独水管理施設整備 2 畑地帯総合整備中山間地域型 畑地帯総合整備型を中山間地域等で実施するもの	要領別紙 2 第 2-2			
実施要件	1 次の区分に応じた水利施設等保全高度化整備計画を作成する (1) 高付加価値区分による実施の場合 畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること (2) 農地集積促進区分による実施の場合 当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるものであること (3) 水管理省力化区分による実施の場合 水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー等に資するものであること (4) 洪水調節機能強化区分による実施の場合 既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するものであること	要綱第 5 要領第 4-1			
	2 畑地帯総合整備型については次の要件を満たすこと	要領別紙 2 第 4-1			

- (1) 担い手育成対策
- ア 受益面積の合計が 20ha 以上。樹園地にあっては、次に掲げる 全ての要件を満たす場合、それぞれ 0.5ha 以上の団地の合計面積 が 5 ha 以上であること。
  - (ア) 産地構造改革計画を策定していること
- (イ)事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の 経営面積の20%以上となることが見込まれている。
- イ 調査・調整事業を実施する場合は、(ア) 又は(イ) のいずれか の要件を満たすこと
- (ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと
- ①事業完了時に、当該事業の担い手農地利用集積率が下記のとおり増加すること

<当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付する畑地を合わせた面積の割合が8割以上の場合>

現況	基準
80%未満	80%以上となること
80%以上90%未満	5%以上増加すること
90%以上95%未満	95%以上となること
95%以上	担い手への利用集積が図
	られること

#### <上記以外の場合>

現況	基準
50%未満	50%以上となること
50%以上90%未満	5%以上増加すること
90%以上 95%未満	95%以上となること
95%以上	担い手への利用集積が図
	られること

- ②事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見 込まれること
  - (a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占め る割合が、当該地区に係る関係機関団体が協議して定める担 い手の育成・確保に係る目標以上
  - (b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時と比べ 30%以上増加
- (イ)担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること
- ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、担い手利用集積 率が2の(1)のイの(ア)の①の表に示す通り増加

- (2) 担い手支援対策
- ア 受益面積の合計が 30ha 以上。樹園地については、県知事が事業の妥当性について、やむを得ないと判断したものは、5ha 以上の団地の合計が 10ha 以上
- イ 単独施設整備を行う場合にあっては、アに関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
- (ア)国・県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的 とした農業用用排水施設を対象とするもの
- (イ) 受益面積が30ha以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上
- (ウ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること (野菜指定産地、果樹濃密生産団地、高能率生産団地、寒冷地 畑作振興地域、自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認め られる地域、集約酪農地域、活動火山周辺地域等)
- ウ 単独土層改良を行う場合は、アに関わらず、畑地不良土層改良 保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるもの で、次の全ての要件を満たすこと
- (ア) 受益面積が 30ha 以上
- (イ) 畑作物の生産を振興すべき地域で行うもの
- (ウ)不良土層地帯、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第 2条第1項の規定に基づき指定された地域、特定畑作物から他 の畑作物へ転換に当たり必要と認められる地域のいずれかに 該当する地域であること
- (エ) 営農上一定のまとまりを有する地域、かつ、基幹施設が概ね 整備済みの地域
- (オ) 不良土層が受益面積の5割以上
- エ 単独営農用水を行う場合、受益農家が7戸以上又は酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営が可能な農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付面積が150ha以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものであること
- (ア) 受益農家が酪農経営農家の場合、酪農肉用牛生産振興法第2 条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内
- (イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地

	オ 単独水管理施設整備を行う場合、国・県営土地造成された畑地かんがいを目的とした農業用用を省力化を図るもので、受益面積の合計が20ha以合は10ha以上)の地域を対象 3 畑地帯総合整備中山間地域型については次の要例(1)担い手育成対策	要領別紙 2 第 4-2	
	受益面積の合計が 10ha 以上。ただし、事業のが 1 戸以上あること。その他の要件は畑地帯総合		
実施主体	県	TEMIT CLINO	
負担割合			
	国 県 地	也元	
	畑地帯総合整備型 50% 27.5% 22	22.5%	
	畑地帯総合整備   55%   27.5%   1	7.5%	
	中山間地域型		
留意事項	1 水田と畑が混在し不可避的に水田を取り込むこいが、畑地が対象の事業であるため、受益面積及して、水田に関するものが50%以上の地域は実施不2 水田の畑地化への取組は、担い手育成対策、担い促進費が適用可能。 3 受益者以外に対するものや公共施設は補償対象に整理区域内にある農業用の個人施設や立木等の有何あらかじめ撤去することを申請の要件とし、補償が		
調査計画	1 調査期間 1~2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1年目 国50%、地元50% 2年目 県100%		

	中山間地域総合整備事業			
国事業名・中山間地域農業農村総合整備事業・中山間地域総合整備事業				
	·農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村	集落基盤再編・整備		
	事業 中山間地域総合整備型			
項目	内容	備考(参照箇所)		
事業内容				
	中山間地域農業農村総合整備事業中山間地域総合整備事業			
	中山間地域等において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境	中山間 NN 事業要		
	整備事業を実施する事業とし、次の全てに該当する事業	領第 2-1		
	(1) 次の①及び②の事業のうち、2 以上を行うもの			
	①農業生産基盤整備事業			
	農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、			
	農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、			
	農用地の改良又は保全事業、土地基盤の再編・整序化事業、			
	埋蔵文化財調査事業			
	②農村振興環境整備事業			
	農業集落道整備事業、営農飲雑用水施設整備事業、農業集			
	落防災安全施設整備事業、用地整備事業、生産・販売・交流・			
	農泊等施設整備事業、情報基盤施設整備事業、農業施設新設・			
	移設・補強・集約・環境整備事業、農村資源利活用推進施設			
	整備事業、交換分合事業			
	(2)農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、			
	農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、			
	農用地の改良又は保全事業のうち1以上を行うもの			
	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備			
	農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型			
	中山間地域において、農業生産基盤整備及び農村生活環境等の	農山漁村地域整備		
	整備・再編を実施するものであり、次に掲げる事業	交付金要領運用 1		
	(1)集落型事業	第 1-2		
	一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を			
	対象として活性化を図る事業であって、次に掲げるもの			
	アー般型事業			
	農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保			
	全管理等の一体的整備を実施するもの			
	イ 生産基盤型事業			
	農業生産基盤整備のみを実施するもの			

ウ 生活環境型事業 農村生活環境整備等のみを実施するもの (2) 広域連携型事業 市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象と して活性化を図るもの 実施要件 中山間地域農業農村総合整備事業中山間地域総合整備事業 1 地域の要件 (1)ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる 地域を含む市町村 ①過疎地域自立促進特別措置法、②山村振興法、③離 島振興法、④半島振興法、⑤特定農山村法、⑥棚田地 域振興法で指定されている地域 イ アに準ずる地域で、次のいずれかに該当する地方農 政局長が特に必要と認める市町村 ①アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それ らと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地 方農政局長等が認める市町村(自然的条件について

中山間 NN 事業要 領第 3-1

ウ 農業生産基盤整備事業(土地基盤の再編・整序化事業)を実施する場合に当たっては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村

は、市町村単位で判断して、(2) に規定する林野率 及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められ る場合も含めることができる)、②株式会社日本政策 金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1の第

11 号に定める指定地域を区域とするか、又は区域と

- (2)農業生産基盤整備事業を実施する地域は、林野率が50% 以上かつ、主傾斜が100分の1以上の農用地が全農地の 50%以上を占める地域
- 2 事業実施区域が次に定める要件を満たす地域

して含む市町村

(1)地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売に

中山間 NN 事業要 領第 3-2 よる高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域 で、以下のいずれかを満たす地域

- ①販売額の増加
- ②営農コストの削減
- ③集出荷・加工コストの削減
- (2)地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域
  - ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の 再編・整序化等を計画し取り組む
  - ②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む
- 3 構想・計画に関する要件
- (1)農村振興基本計画(基本計画)

農村振興の将来像を示し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農村振興に関する各種施策の実施と、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携による、個性ある地域づくりの方針等を定める

(2) 生産基盤保全・再編整備計画(整備計画)

総合整備事業を実施しようとする、以下のア〜ウの要件 を満たす地域において、生産区域と粗放的管理区域の設 定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるもの

- ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること
  - イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の 規定に基づき指定された農業振興地域であること
  - ウ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある る農地に耕作放棄地等が介在する地域であること
- (3)中山間地域農業農村総合整備計画(総合計画) 総合整備事業を実施しようとする地区における農用地 の現況及び問題点と農業の振興方向や、それに向けた取り 組み方針及び地区独自の目標など、事業実施により地域が 目指す姿を取りまとめるもの

(4) 事業計画

総合整備事業実施に必要な諸条件について調査、計画又 は設計を行い、事業内容を具体化するもの 中山間 NN 執務参 考資料第 4-(2) 4 事業内容に関する要件

- (1)農業生産基盤整備事業及び農村振興環境整備事業から2 以上を実施し、かつ、農業生産基盤整備事業(農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業)のうち、1以上の事業を行うものであって、その受益面積の合計が10ha以上。ただし、農村振興環境整備事業(生産・販売・交流・農泊等施設整備事業又は農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業)を実施する場合にあっては、受益面積の合計が5ha以上。
- (2) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案 し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切 に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施する ことが適当であること
- (3)本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること
- 5 次に掲げるいずれかの要件を満たすこと
- (1)事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること
- (2) 事業内容が、リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること
- (3)農業生産基盤整備事業(土地基盤の再編・整序化事業) を実施する場合、事業計画区域は、生産区域において次に 掲げる要件を満たすこと
  - ①地域の実情を勘案して、緊急性を要すること
  - ②市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、県が事業実施主体となることが適当と認められること

中山間 NN 事業要 領第 6-1

中山間 NN 事業要 領第 6-2 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に 基づき指定された農業振興地域が対象であること
- 2 次に掲げる要件を満たすこと
- (1)農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業(農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く)、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること
  - ア 集落型事業 (一般型事業)

農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業(農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く)、 又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うもので、かつ、農業生産基盤整備事業(農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業)のうち2以上の事業を行うものであって、事業の受益面積の合計が、60ha以上(本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が75%以上であり、かつ、主傾斜が20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域においては20ha以上)

なお、保全管理等事業を実施する場合は以下の要件を 満たすこと

- ①事業計画区域の農地面積に対して、生産区域の農地面積の割合が、7割程度は確保できる見通し
- ②事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を 満たす地域
- イ 集落型事業(生産基盤型事業)

農業生産基盤整備事業(ほ場整備事業)を行うものであって、その事業の受益面積の合計が20ha以上又はほ場整備事業と農業生産基盤整備事業(ほ場整備事業を除く)を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が10ha以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が20ha以上

農山漁村地域整備 交付金要領運用 1 第 3-1 農山漁村地域整備 交付金要領運用 1 第 3-3

### ウ 集落型事業(生活環境型事業)

農村生活環境整備事業(農業施設新設・移設・補強・集 約・環境整備事業を除く)及び特認事業のうち2以上の事 業を行うもの

#### エ 広域連携型事業

農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業(農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く)を一体的に行うものであり、かつ、農業生産基盤整備事業(農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業)のうち2以上を行うものであって、その事業の受益面積の合計が60ha以上であること又は農村生活環境整備事業(農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く)及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであって、中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたものであること

#### (2) 集落型事業 (一般型事業) 及び広域連携型事業

農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること

実施主体	県					
負担割合						
		国	県	地元		
	一般	55%	32%	13%		
	粗放的管理地域	55%	33%	12%		
留意事項	1 本事業の実施記	十画等策定事業	のついては農業	生產基盤整備事	事業	
	以外の事業につい	っても対象にで	きる(詳細は集	落基盤整備事業	ぎの留	
	意事項3を参照)					

調査計画	1	調査期間
		1~2年
	2	調査主体
		県
	3	調査費負担割合
		1年目
		国 55%、県 45%
		2年真
		県 100%

			防災ダム事	業	
国事業名	農村地域防災洞	成災事業 用	排水施設等整備	防災ダム整備事業	
項目			内容		備考(参照箇所)
事業内容	洪水調節用のタ	でムの新設又	は改修及び併せ	行う関連整備	要領別紙 2 第 2-1
実施要件	防災受益面積	· 支 要領別紙 2 第 4			
	は振興山村であ	らって、次の	要件の全てに該	当する特例地域におい	って
	行うものについ	っては 70ha 🏻	<b>以上</b>		
	1 計画年度の	前年度から	過去 10 か年間	に激甚災害に対処する	った
	めの特別の則	対政援助等に	関する法律第5	条第1項の規定に基づ	ブき
	定められた地	也域であって	、洪水により農	地、農作物又は農業用	]施
	設に被害が発	&生した地域	であること		
	2 将来におり	ける洪水の発	生により、農地	、農作物又は農業用施	設
	に被害が発生	生することを	:緊急に防止する	る必要があると認めら	, h
	ること				
実施主体	県				
負担割合					
	国	県	地元		
	55%	39%	6%		
留意事項	農業以外の引	事業効果が見	込まれる場合に	は、当該効果が全体の	)事 要領別紙 2 第 5-1
	業効果の 50%				
調査計画	1 調査期間				
	2年				
	2 調査主体				
	県				
	3 調査費負担	国割合			
	1~2年目	1			
	国 100%	, )			

	ため池等整備事業(ため池整備)	
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池総合整備工事 地震	・豪雨対策型
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確	要領別紙 3 第 2-1
	保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の	
	防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改	
	修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機	
	能の発揮のための整備	
実施要件	1 大規模事業	要領別紙3第4-1-
	防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害	(1)
	を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの	
	ア 防災受益面積が 70ha 以上かつ、受益面積が 40ha 以上	
	イ 防災受益面積が 7 ha 以上かつ、受益面積が 2ha 以上であって、	
	想定被害額(農外)が3億円以上	
	2 小規模事業	
	(1)防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害	要領別紙 3 第 4-2-
	を与えるため池であって次に該当するもの	(1)
	ア 防災受益面積が7 ha 以上又は想定被害額 (農外) が4,000 万円	
	以上、かつ、受益面積が2ha以上	
	イ 総事業費が 800 万円以上	The Attention of the A. O.
	(2) ため池加速化対策として実施する場合	要領別紙 3 第 4-2-
	ア 防災受益面積が7 ha 以上又は想定被害額 (農外) が4,000 万円	(2)
	以上	
	イ 総事業費が800万円以上	TENERULAT O ME A O
	3 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	要領別紙 3 第 4-3
	対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの	
	(1)対象農地の排水先にあたる排水施設の整備	
	(2)対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備	
	(3)対象農地の関連整備	邢公司以红 2 竺 4 4
	4 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保	要領別紙 3 第 4-4
	するために必要な管理施設の新設若しくは改修 (1) 土坦塔な地震等の発生に供って決壊るの他の東地による地震する	
	(1)大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を	
	生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災対策特別措置法第2条第1項に提ばる地震防災緊急事業工第年計画に完め	
	置法第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定め	
	られ、又は定められる予定があるもの	
	(2) 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、ロオ海港・チ島海港国辺海港型地震防災対策推進地域及び首都直	
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直	

	下地震緊急	・レのあ					
	る地域又は						
				、耐震化対策整備記	「凹か東		
		る事業である	こと				
実施主体	県						
負担割合							
		国	県	地元			
	大規模	55%	34%	11%			
	小規模	50%		16%			
	(中山間)	(55%)	34%	(11%)			
留意事項	1 地震からの	安全を確保す	るための管理	施設の新設・改修		要領別紙 3-2 第 2	
	• 管理施設整	備工事のみを	行う場合、ある	らかじめ事業完了後	後の施設		
	の予定管理者	及び維持管理	計画を明らか	にする			
	2 豪雨による	決壊の防止、	その他の洪水	調節機能の賦与・増	9進のた		
	めに必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ						
	又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備						
	・農業以外の効果が見込まれる場合、当該効果が全体の事業効果の						
	50%未満のも				.,,,,,,		
			工事を実施する	る場合、工事を実施	するた		
			,, jに位置付けら:		3, 0, 0		
調査計画	1 調査期間	- 3-941/4/CHTE		, - 9 – 9		<u> </u>	
MATHE	2年						
	7,23,37,1						
	県 の一部大連な旧体内						
	3 調査費負担						
	1~2年目						
	国 100%						

	ため池等整備事業(ため池整備)	
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池総合整備工事 一般	整備型
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、ため池の水質改善に必要な工事	要領別紙 3 第 2-1-(2)
実施要件	1 大規模事業 (1) ため池の廃止に係るものを除き、中山間地域以外のもの ア 県が行うもの (ア) 受益面積が 100ha 以上 (イ) 総事業費が 8,000 万円以上 イ ため池の水質浄化に係るものは、農村振興局長が別に定める条	要領別紙 3 第 4-1-(2)  ※留意事項 5 参照
	<ul> <li>件に該当する地域 **で行うものであって、総事業費が 3,500 万円以上</li> <li>(2)中山間地域において県が行うもの(ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く)</li> <li>ア 受益面積が 70ha 以上イ 総事業費が 3,000 万円以上</li> <li>2 小規模事業</li> </ul>	要領別紙 3 第 4-1-(3)
	(1) ため池の廃止に係るものを除き、次に該当するもの。ただし、 ため池加速化対策として実施する場合は除く ア 受益面積が 2 ha 以上 イ 総事業費が 800 万円以上	要領別紙 3 第 4-2-(3)
	ウ ため池の水質浄化に係るものについては、 <u>農村振興局長が別に</u> 定める条件に該当する地域 ※で行うものであって、総事業費が 3,500万円以上	※留意事項5参照
	(2) ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費が800万円以上 3 ため池の廃止 廃止するため池の貯水量の合計が1,000㎡以上であって、総事業費が800万円以上	要領別紙 3 第 4-2-(4) 要領別紙 3 第 4-5
実施主体	県	
負担割合		

	国	県	地元	
大規模	55%	28%	17%	
小規模	50%	220/	17%	
(中山間)	(55%)	33%	(12%)	

#### 留意事項

1 大規模事業 (実施要件1以外の要件)

- 要領別紙 3-2 第 3
- (1) 堤高が 10m 以上又は貯水量が 10 万㎡(中山間地域は5万㎡)以上
- (2) 想定被害額が1億円以上で、かつ、農業関係以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域は、5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)
- 2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化 等を図ることを目的とするものに限り、機能廃止の上で必要最低限 の整備であり、次の要件全てに該当するものとする
  - (1) ため池の貯水量が 1,000 ㎡以上
  - (2) 埋立てにより土地造成されるときは、当該土地が公共の用に 供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発 生土のみで埋立てる場合を除く
  - (3)事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う 者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認さ れた場合の対処方法について明らかにしておく
  - (4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用してあって、かつ、 他の用途に使用していないもの
- 3 ため池のしゅんせつ工事は、安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の 観点から、しゅんせつ土を耕土、基盤土等としての利用を努める。
  - (1) 貯水量に対する堆砂率が10%以上
  - (2) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
  - (3)特殊要因(流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等)による 堆砂を対象とし、かつ、貯水量が10万㎡以上30万㎡未満、堤 高が10m以上、堆砂量が3万㎡以上
  - (4) 池敷地内の土地造成に係るもので、公共の用に供され、かつ、 その面積が 1,000 ㎡以上
- 4 地域の農業生産及び周辺環境に対して、悪影響を与えているため

池の水質を改善するために必要な工事

- (1) 以下の要件を満たすもの
- ア 水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境 への悪影響が生じている
- イ ため池水質改善協議会の設置が見込まれる
- (2) 事業内容
- ア 水質改善に必要な農業用用排水施設の新設又は変更
- イ 水質浄化施設整備
- (ア)接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
- (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
- 5 農村振興局長が別に定める条件

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるもの として、下記の表の条件に該当する地域であって、当該地域で行わ れる事業の受益面積の合計が 10ha 以上のもの

要領別紙 3-2 第 6-

項目	基準値
水素イオン濃度	PH≦6.0 又は 7.5≦PH
化学的酸素要求量	COD≧6mg/l
無機浮遊物質	SS≧100mg/l
溶存酸素	DO≦5mg/l
全窒素濃度	T-N≧1mg/l
砒素	0.05mg/l≦砒素
シアン	検出されること
アルキル水銀	<i>n</i>
有機リン	<i>n</i>
カドミウム	0.01mg/l≦カドミウム
鉛	0.1mg/l≦鉛
クロム	0.05mg/l≦クロム

### 調査計画

- 1 調査期間
  - 2年
- 2 調査主体

県

- 3 調査費負担割合
  - 1~2年目

国 100%

		ため池等	穿整備事業(た	:め池整備)	
国事業名	農村地域防災洞	災事業 ため	池整備事業	ため池総合整備工事	長寿命化型
項目			内容		備考(参照箇所)
事業内容	施設の機能係	全・更新等を	計画的に実施	するための施設長寿	<b>季命</b> 要領別紙 3 第 2-1-(3)
	化計画等に基づ	7 化			
	を図るために必	要な工事			
実施要件	1 施設長寿命	要領別紙 3 第 4-6			
	ha 以上のもの	D。ただし、た	:め池の加速化	対策として実施する	5場
	合にはこの阻				
			実施する場合に	こは、施設長寿命化	計   要領別紙 3 第 4-7
		れているもの			
実施主体	県				
負担割合		Τ			_
		国	県	地元	_
	大規模	55%	28%	17%	_
	小規模	50%	33%	17%	
	(中山間)	(55%)	0070	(12%)	
留意事項	1 施設長寿命	が化計画等は、	次に掲げる計	画のいずれかに該当	当す 要領別紙 3-2 第 4-1
	るものとする				
				施設保全型及び地域	
				交付金実施要領別組織	
				業水利施設保全合理	
			, ,	計画策定事業(農山	
			領別紙2の連	用3の第2の3の(	5))
	の機能保全		車業の北利塩	設整備事業(水利 <i>施</i>	元 ⇒ 几
	, , ,		・事業の水利施 領別紙 1)の様		型市又
				就に休主計画 の機能保全計画策算	⊋垒
				で機能保宝計画界が 実施要領別表3の(	
			が火碱火 <del>す</del> 果を 画又は施設長を		1/
			画人は他設及を が同等と認め、		
調査計画	1 調査期間	-, 4 12-741-924 13	J 4		
H-4-T-H ( F-4	2年				
	2 調査主体				
	県				
	3 調査費負担	割合			
	1~2年目				
	国 100%	1			
1	1				

			ため池等	整備	事業(ため池	整備)		
国事業名	農村	地域防災減	災事業 ため池	整備	事業 ためネ	也群整備工事		
項目				内容	•		備考(参照箇所)	
事業内容	複	数のため池	を対象に行うた	め池	の決壊防止ご	又は洪水調節機能の	D 要領別紙 3 第 2-2	
	向上	等に資する	ため池の改修、	の、附帯施設の整備	:			
	周辺	水路の整備	、その他目的を	達成	するためにタ	必要な施設の整備		
実施要件								
		大規模			小規模		<大規模>	
	ア	防災重点剧	農業用ため池を	含む	もの		要領別紙 3 第 4-(4	1)
	イ	防災効果を	を確保又は十分	に発	揮するために	こ一体的に整備	<小規模>	
		する必要な	があるもので、フ	かつ、	事業実施後は	に同一の管理下	要領別紙 3 第 4-(5	5)
		にあるもの	ので次のいずれ	かに	該当する2ヵ	か所以上のため		
		池を対象と	とするもの					
		(ア) ため	池間の農業用を	水の訓	<b>調整により、</b> 液	共水調節機能又		
		は土荷	少流出防止機能	が向	上するもの			
		(イ) ため	池からの流出を	火量の	つ調整により	、洪水調節機能		
		が向_	上するもの					
		(ウ)決場	<b>壊した場合の被</b>	害想	定範囲が重複	夏するもの		
	ウ	受益面積太	が 80ha 以上		受益面積が	5 10ha 以上		
	エ	防災受益。	面積が 200ha J	以上	防災受益面	i積が 20ha 以上		
		又は想定額	皮害額(農外)が	ž 10	又は想定被	淫害額 (農外) が		
		億円以上			1億円以上			
	才		こおいて、防災	-	特例地域に	おいて、防災受		
		面積が 14	lOha 以上又は	想定	益面積が1	4ha 以上又は想		
		被害額が	7億円以上			5 7,000 万円以		
					上			
	カ	農用地災害	<b>善防止ため池整</b>	備計	画が策定され	にているもの		
中华之任	IEI							
実施主体	県							
負担割合 			団	ı		· - -		
		国 県 地元						
		大規模 55% 34% 11%						
		規模	50%	34	%	16%		
		<b>卢山間)</b>	(55%)			(11%)		

留意事項	事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団 要領別紙 3-2 第 5 体の費用をもって充当するよう努めるものとする
調査計画	1 調査期間 2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1~2年目 国 100%

	ため池等整備事業(用排水施設整備)	
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 用排水施設整備事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	<ul><li>1 早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及び付帯施設の整備</li><li>2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更</li></ul>	要領別紙 4 第 2-3
	3 風水害等で土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土砂崩壊防止工事又は水田法面の保護を目的とする水抜工及びこれに関連する整備 4 湖沼隣接農用地の外水保全のための堤防又は樋門の新設又は変更等(湖岸堤防工事)	
実施要件	1 大規模事業 (1) 事業内容1及び2の事業 ア 県が行うもの (ア) 受益面積が400ha (中山間地域は200ha) 以上 (イ) 総事業費が8,000万円以上(中山間地域で行うもの又はため 池総合整備工事と併せ行うものは、3,000万円以上) イ 県以外が行うもの (ア) 受益面積が200ha以上(中山間地域においては100ha以上) (イ) 総事業費が8,000万円以上(中山間地域においては3,000万円以上) 2 小規模事業 (1) 事業内容1及び2の事業 受益面積が20ha(中山間地域において行うものは、10ha)以上、かつ、総事業費が800万円以上 (2) 事業内容3 (水抜工) 10ha以上 3 事業内容3及び4の事業 (1) 県が行うもの ア 湖岸堤防工事は、防災受益面積が20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事は、防災受益面積が5 ha以上 (2) 県以外のものが行うもの ア 大規模事業 (ア) 防災受益面積が200ha以上(土砂崩壊防止工事を除く)	要領別紙 2 第 4

	1					
	(イ) 総事					
	イ 小規模					
	(ア) 防災	《受益面積が 20	)ha 以上(土砂	が崩壊防止工事を除	( )	
	(イ) 総事	耳業費が 800 万	円以上			
実施主体	県、団体					
負担割合	<県営の場合>	>				
		国	県	地元		
	大規模	55%	28%	17%		
	小規模	50%	000/	17%		
	(中山間)	(55%)	33%	(12%)		
				<u> </u>		
留意事項	1 頭首工、擬	們、用排水機	場及び水路の	要件		要領別紙 4-2 第 2
	(1)頭首コ	<u>.</u>				
	流域又	【は河状の変化	等により農用均	也等に被害を与える	るおそ	
	れのある	もので、次の	いずれかに該	当するもの		
	アー決壊又	(は護床、護岸	等の不備により	)、堤防又は公共施	設等に	
	重大な景	/響が生ずるお	それのあるもの	D		
	イ 流木又	(は土砂体積等	により可動堰ス	が機能障害を受け、	洪水の	
	流下を阻	害しているも	の			
	(2) 樋門					
	堤防と	:一体のもので	、脆弱化による	る浸水又は漏水によ	くり、周	
	辺農用地	等に重大な影	響が生ずるおる	それのあるもの		
	(3)用排水	<b>×機場</b>				
	ア排水機	送場で施設の脆	弱化による排力	k機能の低下により	)被害	
	が生じているもの					
	イ 用排水機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被					
	害を与えるおそれのあるもの					
	(4) 水路					
	ア 山腹部の水路で、土砂崩壊又は山地流域からの流入等によ					
	り、下位部の農用地等に被害を与えるおそれのあるもの					
	イ 盛土又	(は軟弱基盤上	に築造されたた	<b>火路で、漏水又は脆</b>	弱化に	
	よる用掛	‡水機能の低下	により、周辺農	<b>昊用地等に被害を与</b>	えるお	
	それのあ	5るもの				
	ウ 一連の	効用を有する	水路のうち、ト	・ンネル部の崩壊の	危険が	
	顕著であ	り、早急に補	強等を要する。	らの		
	エ サイオ	・ン、水路橋又	は暗渠等の損傷	<b>ふにより、周辺の農</b>	用地等	

	に被害を与えるおそれのあるもの オ ア〜エと一連の施設であって、分離して施行することが困難 又は不適当なもの
調査計画	<県営の場合>
	1 調査期間
	2年
	2 調査主体
	県
	3 調査費負担割合
	1~2年目
	国 100%

		ため池	等整備事業(た	め池整備)				
国事業名		農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型						
項目			内容		備考(参照箇所)			
事業内容	の安全を確保すよる決壊の防止	るために必要 、その他の洪 ため池の改修	な管理施設の新水調節機能の販 、附帯施設の整	め池の改修又は地震 所設若しくは改修、豪 武与・増進のために必 経備及び併せ行うしゅ の整備	雨に 1-(1) 要な			
実施要件	<ul> <li>1 大規模事業</li> <li>(1)防災重点農業用ため池であって、次のいずれかに該当するもの 要領ア 防災受益面積が70ha以上かつ受益面積が40ha以上 1-(1)</li> <li>イ 防災受益面積が7ha以上かつ受益面積が2ha以上であって、 想定被害額(農外)が3億円以上</li> <li>2 小規模事業</li> </ul>							
	<ul> <li>(1) 防災重点農業用ため池であって、次のいずれかに該当するもの (ため池加速対策除く)</li> <li>ア 防災受益面積が7ha 以上又は想定被害額が4,000万円以上か つ受益面積が2ha 以上</li> <li>イ 総事業費が4,000万円以上のもの</li> </ul>							
	(2) ため池加速化対策として実施する場合要領別紙 17 第 4ア 防災受益面積が約 7 ha 以上又は想定被害額 4,000 万円以上の2-(2)							
	イ 総事業費が約4,000万円以上 3 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備では、対策の対象とな 要領別紙 17 第 4 る農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの (1)対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 (2)対象農地の排水先に当たる排水施設の一部の農道整備							
	(3)対象農地の関連整備 4 農村地域防災減災総合計画又は農村地域防災減災推進計画に位 要綱第7-2 置付けられた事業であること							
実施主体	県							
負担割合	大規模	国 55%	県 34%	地元 11%				
	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)				

留意事項	1 地震から安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修	要領別紙 17-2 第 2
	→管理施設整備工事のみを行う場合、あらかじめ事業完了後の施設	
	の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする	
	2 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のた	
	めに必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ	
	又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	
	→工事を実施するため池が市町村地域防災計画に位置付けられる	
	こととする	
調査計画	1 調査期間	
	2年	
	2 調査主体	
	県	
	3 調査費負担割合	
	1~2年目	
	国 100%	

		 ため池 <sup>(</sup>	等整備事業(た	とめ池整備)			
国事業名	農村地域防災減 一般整備型	災事業 防災	重点農業用たる	め池緊急整備事業	ため池	総合整備工事	
項目			内容			備考(参照箇所)	
事業内容	築造後におけ 命、家屋若しくに ある場合に早急 廃止、しゅんせ 整備、水質悪化 響を与えている	それが せ行う 施設の	要領別紙 17 第 2 - 1-(2)				
実施要件	1 大規模事業 (1) ため池の のものにあ ア 県が行う (ア) 受益面	要領別紙 17 第 4 - 1-(2)					
	(イ)総事業費が8,000万円以上 イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に <u>定める条件</u> ※に該当する地域で行うものであって、総事業費が約 4,000万円以上						
	<ul><li>(2)中山間地</li><li>ア 受益面積</li><li>イ 総事業費</li><li>2 小規模事業</li></ul>	要領別紙 17 第 4 - 1-(3)					
	(1) ため池の廃止に係るものを除く事業にあっては、次に該当する       要領別紙 17 第 4 を         もの       2-(3)         ア 受益面積が 2 ha 以上						
	イ 総事業費が 4,000 万円以上 (2) ため池加速化対策として、ため池廃止に係るものを除く事業を 要領別紙 17 第 4・ 実施する場合にあっては、総事業費が 4,000 万円以上のもの 2-(4) 要領別紙 17 第 4・ 上で、総事業費が約 4,000 万円以上のもの 4						
実施主体	県						
負担割合							
	大規模	国 55%	県 34%	地元 11%			
	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)			

# 留意事項 1 大規模事業の対象とする施設は、II に掲げる要件の他次の要件を 要領別紙17-2第3 満たすものとする (1) 堤高が 10m 以上又は貯水量が 10万m³ (中山間地域は5万m³) (2) 想定被害額が1億円以上かつ、農業関係以外の被害額が5,000 万円以上を占め、さらに、関係市町村住民 100 名以上の生命に危 険が予測されるもの(中山間地域にあっては、想定被害額が5,000 万円以上かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの) 2 ため池廃止は、災害の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図 ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必 要最低限の整備であって、次の要件の全てに該当するものとする (1) 貯水量が 1,000 ㎡以上 (2) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用 に供されるものであること(堤体の掘削により生じる発生土のみ で埋め立てる場合を除く) (3) 事業実施に先立ち、事業主体は廃止後の管理を行う者と、常時 及び非常時の見回り方法、開削部等に異常があった時の対処方法 について、明らかにしておく (4)農業用水を貯留する施設として利用されていたもので、かつ、 他の用途がないもの 3 しゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものであって、 次のいずれかの要件を満たすもの (1) 貯水量に対する堆砂率が10%以上 (2) 堆砂により、洪水時等の緊急放流が阻害されているもの (3)流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂 を対象とし、かつ、貯水量が 10 万㎡~30 万㎡、堤高が 10m 以 上のもので、堆砂量が3万㎡以上 (4) 池敷地内の土地造成に係るもので、当該土地が公共の用に供さ れ、かつ、その面積が 1,000 ㎡以上 4 地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため 池の水質を改善するために必要な工事について、 (1)以下の要件を満たすこと ア 施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じて いること イ ため池水質改善協議会の設置が見込まれること

- (2) 事業内容
- ア 水質改善に必要な農業用用排水施設の新設又は変更
- イ 水質浄化施設整備
- (ア)接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

れる事業の受益面積の合計が 10ha 以上のもの

- (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
- 5 農村振興局長が別に定める条件 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるもの として、下記の表の条件に該当する地域であって、当該地域で行わ

2

要領別紙 3-2 第 6-

で行わ

項目	基準値
水素イオン濃度	PH≦6.0 又 <i>l</i> は 7.5≦PH
化学的酸素要求量	COD≧6mg/l
無機浮遊物質	SS≧100mg/l
溶存酸素	DO≦5mg/l
全窒素濃度	T-N≧1mg/l
砒素	0.05mg/l≦砒素
シアン	検出されること
アルキル水銀	1)
有機リン	"
カドミウム	0.01mg/l≦カドミウム
鉛	0.1mg/l≦鉛
クロム	0.05mg/l≦クロム

## 調査計画

- 1 調査期間
  - 2年
- 2 調査主体

県

- 3 調査費負担割合
  - 1~2年目

国 100%

		ため池	等整備	事業(ため)	也整備)			
農村	地域防災減	災事業 防災	重点農	業用ため池	緊急整備事業	ため沿	也群整備	工事
			内容				備考	(参照箇所)
は洪江上、	水調節機能しゅんせつ	の向上等に資、附帯施設の	する防整備、	災重点農業	用ため池の改修	<b>《</b> 廃	要領別	紙 17 第 2-2
	大規模			小規模				
ア イ ウ	防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもの、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア)ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ)ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ)決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの 受益面積が80ha以上  原災受益面積が10ha以上				ある か池 又は 能が 上又	要領別(4)	紙 17 第 4 -1-	
	億円以上				円以上			
オ	特例地域で行うものは、防災 特例地域で行うものにあっ 受益面積が 140ha 以上又は ては、防災受益面積が 14ha 想定被害額 (農外) が 7 億円 以上又は想定被害額 (農外) 以上 が 7,000 万円以上 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの							
県								
		•	地元 11% 16%					
	複数   R   R   R   R   R   R   R   R   R	複数 は 止 、 成 が 調 か ん た を (	複数の防災重点農業用ためは洪水調節機能の向上等に資止、しゅんせつ、附帯施設の達成するために必要な施設のを達成するために必要な施設のであり、次のではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなり	内容 複数の防災重点農業用ため池を対は洪水調節機能の向上等に資する防止、しゅんせつ、附帯施設の整備   大規模	複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の達成するために必要な施設の整備	内容   複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、ため池の決壊防 は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修 止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目 達成するために必要な施設の整備   大規模	内容   複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備   周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備   大規模	複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備  「大規模」

留意事項	事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団 要領別紙 17-2 第 4 体の費用をもって充当するよう努める
調査計画	1 調査期間 2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1~2年目 国 100%

	ため池等整備事業	
国事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業(防災減災対策)	
項目	内容	備考 (参照箇所)
事業内容	1 自然災害等対策 ①ため池整備、②湛水防除、③地盤沈下対策、④農業用用排水施設整備、⑤土砂崩壊防止、⑥特定農業用管水路等特別対策、⑦農業用河川工作物応急対策、⑧施設撤去・廃止、⑨水質保全対策、⑩利活用保全、⑪機能保全計画策定等、⑫実施計画策定、⑬耐震性点検・調査、⑭安全度評価 2 危機管理対策 危機管理システム等整備	要綱別表区分2
	3 ため池防災環境整備 防災重点農業用ため池の①緊急的な防災対策、②地域防災上のリ スク除去、③ハード整備の着手促進	
	4 流域治水対策 ①農業用用排水施設整備、②危機管理システム等整備、③附帯安全 施設、④管理体制強化対策	
	5 ため池の保全・避難対策 ①ハザードマップ作成、②監視・管理体制の強化、③減災対策	要綱別表区分3
実施要件	1 長寿命化・防災減災計画を作成 2 ①自然災害対策(ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、施設撤去・廃止、水質保全対策、耐震性点検・調査)、②危機管理対策(危機管理システム等整備)、③ため池防災環境整備(緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去)、④流域治水対策(農業用用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備、管理体制強化対策)を実施する場合は、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上(施設の廃止や撤去を行う場合は除く) (3) 1地区当たりの工事工期が原則3か年以内(ただし、ため池の	要綱第 6-1 要綱第 6-2
	整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内) 3 ①自然災害対策(利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定)、③ため池防災環境整備(ハード整備の着手促進)及び⑤ため池の保全・避難対策(ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施)を実施する場合は、1の要件に加え、1地区当た	要綱第 6-3

	りの事業工期が1カ	华以	内				
実施主体	県、市町村、土地改良区	乙、農	農業者等の経	織する団体			
負担割合	<県営の場合>						
		国		県	地元		
	<ため池整備>						
	①防災ため池工事	1)5	60%	①34%	116%		
	(中山間)	(5	55%)	(34%)	(11%)		
	②地震対策ため池防	25	50%	234%	216%		
	災工事(中山間)	(5	55%)	(34%)	(11%)		
	③ため池整備工事	35	50%	329%	321%		
	(中山間)	(5	55%)	(29%)	(16%)		
	<用排水施設整備>						
	①湛水防除	1)5	60%	①32%	118%		
	(中山間)	(5	55%)	(32%)	(13%)		
	②用排水施設整備:早	25	50%	229%	221%		
	急・土砂崩壊(中山間)	(5	55%)	(29%)	(16%)		
	③用排水施設整備:溢		50%	329%	321%		
			55%)	(29%)	(16%)		
	農業用河川工作物応 50%			32%	18%		
	急対策(中山間)		55%)	(32%)	(13%)		
	施設撤去・廃止	509	%	32%	18%		
	(中山間)	`	55%)	(32%)	(13%)		
	土地改良施設耐震対 50			32%	18%		
	策(中山間)		55%)	(32%)	(13%)		
	特定農業用管水路等	509	%	35%	15%		
	特別対策(中山間)	(5	55%)	(35%)	(10%)		
	<市町村、土地改良区、その他の農業者等の組織する団体>						
			国	県	地元		
	ため池廃止 *1 (防災重点	点農	100%	_	_		
	業用ため池) ため池廃止 **2 (上記以外)						
	①一般		①50%	①21%	①29%		
	②中山間		255%	221%	224%		
	<ため池整備>						
	①地震対策ため池防災	災工	150%	①21%	1)29%		
	事(中山間)		(55%)	(21%)	(24%)		

	②ため池整備工事	250%	218%	232%		
	(中山間)	(55%)	(18%)	(27%)		
	<用排水施設整備>					
	①湛水防除	150%	①18%	①32%		
	(中山間)	(55%)	(18%)	(27%)		
	②用排水施設整備:早急・	250%	218%	232%		
	土砂崩壊(中山間)	(55%)	(18%)	(27%)		
	③用排水施設整備:溢水	350%	318%	332%		
	(中山間)	(55%)	(18%)	(27%)		
	農業用河川工作物応急対	50%	32%	18%		
	策(中山間)	(55%)	(32%)	(13%)		
	施設撤去・廃止	50%	21%	29%		
	(中山間)	(55%)	(21%)	(24%)		
	土地改良施設耐震対策	50%	21%	29%		
	(中山間)	(55%)	(21%)	(24%)		
	特定農業用管水路等特別	50%	18%	32%		
	対策(中山間)	(55%)	(18%)	(27%)		
	※1 防災重点農業用ため池	は「ため池豚	方災環境整備	」によって廃止	<u>-</u>	
	※2 防災重点農業用ため池	<b>辺外のため</b> 液	也は「自然災害	<b>  等対策」によ</b>	7	
	て廃止					
留意事項	1 農業用ため池の整備を行	<b>テ</b> う場合、農	業用ため池の	管理及び保全に	に 要領第 10-1	
	関する法律附則第2条第1	規				
	定するデータベースへの記録がされたため池であることを確認する					
	2 事業対象施設					
	①国営造成施設と一体とな	なる(=当該	受益の受益面	積が国営造成が	拖	
	設の受益地と重複する)農	農業水利施設				
	②国庫補助事業で造成され	ルた農業水利族	<b></b> 色設			
	1				i	

- ③国庫補助事業で補修・更新、維持管理された施設(例:日本型直接 支払いの対象となっている施設)、又はそれらと一連のつながりを有 する施設
- ④国庫補助事業で定める要件と同等の受益面積(かんがい受益面積、 防災) かんがい受益面積、防災) かんがい受益面積、防災)や施設 規模を持つ施設
- ⑤国庫補助事業で定める要件と同等の想定被害額を有する施設
- ⑥農林水産省以外の国庫補助事業等で造成・補修された施設で、適切な維持管理がなされ、現在においても農業利用が継続している施設
- ⑦防災重点農業用ため池の対策については、「防災重点農業用ため池

	に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条に基づく防災					
	工事等推進計画に位置付けられたものが対象					
	3 計画期間の変更は計画の認定年度から5か年以内で、期間の変更					
	を繰り返すことによる長期化は認められない					
調査計画	1 調査期間					
	1年					
	2 調査主体					
	県、市町村、土地改良区、その他の農業者等の組織する団体					
	3 調査費負担割合					
	①国 100%(~1 千万):通常					
	②国 100%(~3千万):ため池の耐震性点検・調査を行う場合					

湛水防除事業						
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)					
項目	内容					(参照箇所)
事業内容	1 111				おいと表情がある。というでは、おいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	別紙 4 第 2-1-(1)
実施要件	水防除施設改修工事)  1 大規模事業 (1)事業内容1及び3					別紙4第4-1
実施主体	県、団体	が 100ha 以上	•			
負担割合	宗、団体 <県営の場合>					
	大規模小規模(中山間)	国 55% 50% (55%)	県 37% 37%	地元 8% 13% (8%)		
留意事項	1 事業内容1及び3の事業にあっては、次のいずれかに該当するものに、事業内容2の事業にあっては、次の(1)に該当するものに限る (1)農業以外の事業効果が見込まれる場合は、当該効果が全体の事業効果の50%未満 (2)受益面積の50%以上が農用地であるもの				する	別紙 4 第 6-1

2 本事業で、国営総合農地防災事業の受益に係る地域において、 当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現する のに必要なものについては、1を適用せず、小規模事業について は 20ha 以上、大規模事業については 400ha 以上

要領別紙 4 第 6-2

3 各事業を実施する場合、採択要件のほか、次に定める基準を ■ 要領別紙 4-2 第 1-1 満たすものとする

- (1) 排水施設整備工事
  - ア 次のいずれかに該当する地区であること
  - (ア)排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変 化のため著しく排水不良となった地区
  - (イ) 受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益 面積中農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以 上の場合で、しばしば湛水被害を受ける地域
  - (ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域
  - (エ) 受益面積と流域面積との比が3倍以上で、負担に耐えな いもの
  - イ 排水調整池が対象の場合、耕作放棄地を利用する。また、 自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の 整備のみ。
- (2) 排水管理施設整備工事

以下の条件をすべて満たす

- ア 排水施設整備工事で造成された施設が主たるもの
- イ 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元 管理を必要とする地域において実施するもの
- ウ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行 う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施する

#### 調査計画

#### <県営の場合>

- 1 調査期間
  - 1~2年
- 2 調査主体

県

- 3 調査費負担割合
  - 1年目

国 100%

2年目

県100%

		農業用河	工作物応急	対策事業		
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 農業用河川工作物応急対策					事業
項目	内容					備考(参照箇所)
事業内容	容 1 農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等)の整備 補強、撤去又は撤去に伴う整備 2 農業用道路横断工作物の耐震補強整備				要領別紙 7 第 2-1	
						要領別紙 7 第 2-2
実施要件	1 大規模事業					要領別紙7第4
	総事業費1億円	以上				
	2 小規模事業					
	総事業費 800 万	円以上				
実施主体	県、団体					
負担割合	<県営の場合>	<del></del>				
		国	県	地元		
	大規模	55%	37%	8%		
	小規模①	50%	42%	8%		
	小規模①	55%	42%	3%		
	(中山間地域)					
	小規模②	50%	32%	18%		
	小規模②	55%	32%	13%		
	(中山間地域)					344H )
	※大規模は総事業費1億円以上、小規模①は総事業費5千万円以上1				→詳細は、要領別	
	億円未満、小規模の	②は8百万円」	以上 5 千万円	未満		紙7第7を参照
留意事項	1 対象施設				要領別紙 7 第 5-1	
	(1)工作物の構造				,	
				攻善措置が必要		
				確保するため、	一体とし	
	ての工事の実施 (2)工作物の機能			目目って しょっぷんずん杉	医台ヒュミノシ フ	
	ものについて洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等 の工事の実施が必要なもの					
調査計画	の工事の実施か必要なもの <県営の場合>					
HNATHIE	1 調査期間					
	1~2年					
	2 調査主体					
	県					
	3 調査費負担割	合				
	1年目					
	国 100%					
	2年目					
	県 100%					

	水質保全対策事業	
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 水質保全対策事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	内容  1 農業用用排水施設整備 (1)水質汚濁等に起因する障害除去のための農業用用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又は併せて行う客土 (2)水質浄化施設整備 (3)処理施設整備 (4)(1)~(3)と併せ行う施設整備 2 水質保全施設整備 (1)水質浄化施設整備 (2)処理施設整備 (3)環境保全施設整備 (4)面源負荷抑制施設整備 (5)(1)~(4)と併せ行う施設整備 3 支援事業 4 耕土流出防止施設整備 (1)流出水対策施設整備 (2)発生源対策施設整備 (2)発生源対策施設整備	備考(参照箇所)要領別紙9別表1
<b>克尼亚</b> 加	(3)保全対策施設整備 (4)営農連携事業 5 水質保全施設改修工事	WATHING OVER
実施要件	事業内容1~3を実施する場合は下の1又は2のいずれかを満たす事業内容4を実施する場合は下の3を満たす事業内容5を実施する場合は下の4を満たす  1 水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、留意事項1及び2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。ただし、留意事項1及び2に掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、県知事は、県農業用水	要領別紙9第5
	基準について、県を単位として定め、留意事項1及び2に代えることができるものとする。 (1) 大規模事業 受益面積が400ha以上で、次のいずれかに該当するもの ア 老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因し	

て脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故によ る災害を防止するもの

- イ 農用地の湛水を排除するもの
- ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しく は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるも の又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規 制によるもの
- (2) 小規模事業

受益面積が 10ha 以上

- 2 農業用用排水施設内の水質及び農業用用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業で、受益面積が 20ha 以上
- 3 県が実施主体の場合、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地 面積が 20ha 以上
- 4 適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に 係る事業であること
- (1) 1の地域で整備した施設
- ア 大規模事業

受益面積が 400ha 以上で、1 の(1) のアからウまでのいずれかに該当するもの

- イ 小規模事業 受益面積が 10ha 以上
- (2) 2の地域で整備した施設 受益面積が20ha以上
- (3) 3の地域で整備した施設 県営の場合、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が 20ha 以上

## 実施主体

県、団体

#### 負担割合

<県営の場合>

	国	県	地元
一般	50%	34%	16%
中山間地域	55%	34%	11%

# 留意事項

# 1 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上
化学的酸素要求量(COD)	6mg/1以上
無機浮遊物質(SS)	100mg/l以上
溶存酸素(DO)	5mg/1以下
全窒素濃度(T-N)	1mg/l以上
砒素	0.05mg/l以上
シアン	検出されること
アルキル水銀	"
有機リン	"
カドミウム	0.01mg/l以上
鉛	0.1mg/l以上
クロム	0.05mg/l以上

要領別紙9別表2

# 2 農業排水に関する水質の基準値

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 8.5 以上
生物化学的酸素要求量	10mg/l以上
(BOD)	
浮遊物質量(SS)	ゴミ等の浮遊が認められること
溶存酸素量(DO)	2mg/l以下

# 調査計画

# <県営の場合>

- 1 調査期間
  - 1~2年
- 2 調査主体

県

- 3 調査費負担割合
  - 1年目

国 100%

2年目

県 100%

	地支	<b>ナベり対策事業</b>	
国事業名	農村地域防災減災事業 地すべり	対策事業	
項目	ŗ	内容	備考(参照箇所)
事業内容	1 地すべり防止工事 地すべり防止施設の新設又に めの工事 2 ぼた山崩壊防止工事 ぼた山崩壊防止施設の新設又 出を防止するための工事 3 関連事業 (1)暗渠排水、ため池の移転又 締め又は畑地転換とこれに伴 の改修又は移転等地すべり防 べり防止の機能を果たすもの (2)ため池の移転又は用排水路 増大を排除するもの (3)農道の整備又は区画整理等 理化することで地すべり防」 を軽減することに役立つもの	要領別紙 11 第 2	
実施要件	4 地すべり防止施設に係る長寿 1 地すべり防止工事 総事業費が7,000万円以上 2 ぼた山崩壊防止工事	要領別紙 11 第 4	
	2 はた田崩壊が正工事 総事業費が7,000万円以上 3 関連事業 地すべりによる被害を除去又 められるもの 4 地すべり防止施設長寿命化対 施設長寿命化計画が策定され 以上		
実施主体	県		
負担割合			
	国県	地元	
	50% 50%		

留意事項	地すべり防止工事の完了に当たっては、地すべり防止施設の長寿命 要領別紙 11 第 6
	化に向けた管理方法を定めるものとする
調査計画	1 調査期間
	1~2年
	2 調査主体
	県
	3 調査費負担割合
	1年目
	国 100%
	2年目
	県 100%

	農地耕作条件改善事業	
国事業名	農地耕作条件改善事業 地域内農地集積型	
項目	内容	備考 (参照箇所)
事業内容	農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事	要綱第3-1
	業。次の1の内容及び1と密接な関連があり一体的に実施する2の内	要綱別表
	容のもの。	
	1 <定額助成>	
	①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、	
	③畑の区画拡大(水路変更なし)、④畑の区画拡大(水路変更あり)、	
	⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客	
	土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備、⑩畑作転換工	
	<定率助成>	
	①農業用用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農	
	作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑫	
	管理省力化支援	
	2 <定額助成>	
	①条件改善推進費	
	<定率助成>	
	③品質向上支援、④条件改善促進支援、⑩指導、⑳農地整備・集約	
	推進費	
実施要件	1 農地中間管理機構との連携概要の策定	要綱第 6- 1
	2 地域内農地集積促進計画を作成	
	3 農地耕作条件改善計画を作成	
	4 1地区当たり事業費 200 万円以上(ハード事業)	
	5 受益者数は農業者2者以上	
	6 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費	
	が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入	
	計画を作成	
	7 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合は、	
	農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成す	
	ることに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすこと(経営転換協力	
	金交付事業と重複して交付を受けることはできない)	
	ア ハード事業のうち定率助成の事業対象農用地について、農地中	
	間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業経営等の委託	
	を受けていること	
	イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日に	
	おいて有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間	

	又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにか	
	かる委託の期間が 15 年以上であること	
	ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完	
	了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費	
	が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の	
	1以下となること。なお、「隣接している農地」は、一連の営農に	
	係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該	
	当するもの	
	(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの	
	(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの	
	(ウ)2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障	
	がない	
	(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に	
	影響しないもの	
	(オ) 2つ以上の農地が耕作者の宅地に接続しているもの	
	(カ)その他事業の趣旨に照らして適当と認められるもの	
	エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積	
	されること	
実施主体	県、農地中間管理機構、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	
負担割合	1 定額助成	
	(1) 事業種類①~⑩(田の区画拡大(水路変更なし)~畑作転換工)	要領第 6-1-(1)
	にあっては、以下のとおり	
	アーイに掲げるもの以外	
	→要領別表1の助成単価の欄の1「通常の助成単価」を参照	
	イ 事業完了時までに中心経営体に集約されている受益地又は集	
	約することが確実と見込まれる受益地	
	→要領別表1の助成単価の欄の2「集約化加算単価」を参照	
	なお、助成単価は、要領別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標	
	準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程	
	   度としているため、事業主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担	
	等により、適切に事業を遂行するものとする	
	(2)事業種類⑪ (条件改善推進費) にあっては、単年度当たり 300 万	要領第 6-1-(2)
	円まで	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
<u> </u>		

	2 定率助成					
	<県営の場合>					
		国	県	地元		
	県営	50%	27.5%	22.5%		
	(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)		
		•				
留意事項				聿(昭和 44 年法律第		
			規定する農用地区	域のうち、地域計画	川策	
	定区域とする		+ 11/4 1/4 14 - 3 - 4		the succession of	
				実施区域とする(国		
		–		ド事業の受益地があ	ර 	
			内までを実施区域( - 5 年間) 、 、 、 、 、	-	,	
		地区として最大	大 5 年間とし、次の	の①~③を助成期間	٤	
	する					
	①ハード事業については、原則は最大3年間					
	②ソフト事業のうち事業実施に必要なもの(調査・調整、実施計画策					
	定、高収益作物転換プラン作成支援等)については最大2年間 ③ソフト事業のうち営農定着に当たり必要なもの(高収益作物導入					
		いては最大5年		もの(同収金件初告	<b> </b>	
調査計画	7			進費を利用)の場合	>	
	1 調査期間					
	2年まで					
	2 調査主体					
	県					
	3 調査費負担	割合				
	国 100%(単年度 300 万円まで)					
	※県内では、条	件改善推進費	を利用して、調査	(~2年) →工事(~	~3年)した実績はな	
	く、調査なして	本事業を実施	している。			

	農地耕作条件改善事業	
国事業名	農地耕作条件改善事業 高収益作物転換型	
項目	内容	備考 (参照箇所)
事業内容	農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつ	要綱第3-2
	つ、高収益作物への転換を推進する事業。次の1の内容及び1と密接な	要綱別表
	関連があり一体的に実施する2の内容のもの。	
	1 <定額助成>	
	①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、	
	③畑の区画拡大(水路変更なし)、④畑の区画拡大(水路変更あり)、	
	⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客	
	土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備、⑩畑作転換工	
	<定率助成>	
	①農業用用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農	
	作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑩	
	小規模園地整備、⑫管理省力化支援	
	2 <定額助成>	
	①条件改善推進費、②高収益作物転換推進費、③新植・改植支援、	
	④幼木管理支援、⑤経営継続発展支援(大苗の育成支援、代替農地	
	での営農支援、省力技術研修支援)、⑥園芸作物モデル産地形成支	
	援	
	<定率助成>	
	⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、⑮高収益作物導入支援、⑯	
	高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、⑱労働生産性	
	向上技術導入支援、⑨指導、②農地整備・集約推進費、②高収益作	
	物導入促進費、②高収益作物導入推進費	
実施要件	1 農地中間管理機構との連携概要の策定	要綱第6-2
	2 高収益作物転換促進計画を作成	
	3 農地耕作条件改善計画を作成	
	4 1地区当たり事業費 200 万円以上(ハード事業)	
	5 受益者数は、農業者2者以上	
	6 受益地内の作付面積のうち、1/4以上を新たに高収益作物へ転換	
	7 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費	
	が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入	
	計画を作成	
	8 定額助成の新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援(大	
	苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援)並びに定率の中央の小規模圏地敷借及び機械作業体系道入支援を実施する場合	
	率助成の小規模園地整備及び機械作業体系導入支援を実施する場合	

- は、他の補助事業と重複して事業を実施できない
- 9 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合は、 農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成す ることに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすこと(経営転換協力 金交付事業と重複して交付を受けることはできない)
  - ア ハード事業のうち定率助成の事業対象農用地について、農地中 間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業経営等の委託 を受けていること
  - イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日に おいて有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間 又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにか かる委託の期間が15年以上であること
  - ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」は、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
  - (イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
  - (ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がない
  - (エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に 影響しないもの
  - (オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
  - (カ) その他事業の趣旨に照らして適当と認められるもの
  - エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること
- 10 定率助成の高収益作物導入促進費の交付を受ける場合には、高収 益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める 高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること
- 11 定率助成の高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合に は、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付 金の対象とならない農地とすること
- 12 定率助成の農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費は、重複して交付を受けることはできない

実施主体	県、農地中間管	理機構、市町村、	土地改良区、農業				
負担割合	1 定額助成						
	(1)事業種類	) 要領第 6-1-(1)					
	にあっては						
	アイに掲	げるもの以外					
	→要領別	表1の助成単価の	の欄の1「通常の月	助成単価」を参照			
	イ 事業完	了時までに中心約	圣営体に集約され <sup>~</sup>	ている受益地又は集			
	約するこ	とが確実と見込ま	まれる受益地				
	→要領別	表1の助成単価の	の欄の2「集約化力	加算単価」を参照。			
	なお、助	成単価は、要領別	刊表 1 の事業内容等	等の欄に示すとおり	`		
	標準的な作	業内容、作業量	等を想定して算出	した事業費の2分の			
	1程度とし	ているため、事業	美主体は、農業者施	江の活用や自らの	1		
	用負担等に	より、適切に事業	業を遂行するもの。	とする。			
	(2)事業種類	11)~15 (条件改善	推進費~経営継続	竞発展支援) にあって	要領第 6-1-(2)		
	は、要領別	表2参照					
	2 定率助成						
	<県営の場合>						
		国	県	地元			
	県営	50%	27.5%	22.5%			
	(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)			
加本市西	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	曲米に囲いけっま	放供)と思えて計算		0		
留意事項				(昭和 44 年法律第 5			
	方/ 泉 o 糸5   定区域とする		足り 0 辰用地区坳	iのうち、地域計画第	K		
	'	•	紫の承光揺みな中	施区域とする(国賓			
				他区域とする(国質 事業の受益地がある			
			支益地内にバート までを実施区域に <sup>、</sup>				
				(こる) 1)~(3)を助成期間と			
	する						
		り 9 ①ハード事業については、原則は最大 3 年間					
				<b>査・調整、実施計画</b> 第	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			戊支援等)につい"				
				の(高収益作物導)	x		
		いては最大5年間					
L	1				1		

# 調査計画

<県営(実施要綱別表の定額助成の条件改善推進費を利用)の場合>

- 1 調査期間
  - 2年まで
- 2 調査主体
  - 県
- 3 調査費負担割合
  - 国 100% (単年度 300 万円まで)
- ※県内では、条件改善推進費を利用して、調査(~2年)→工事(~3年)した実績はなく、調査なしで本事業を実施している。

	農地耕作条件改善事業	
国事業名	農地耕作条件改善事業 スマート農業導入推進型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資す	要綱第3-3
	る先進的省力化技術の実装を推進する事業。次の1の内容及び1と密	
	接な関連があり一体的に実施する2、3又は4の内容のもの。ただし、	
	4を実施する場合は、3と密接に関連して併せて実施する。	
	1 <定率助成>	
	⑨スマート農業導入支援(GNSS 基地局整備)	
	2 <定率助成>	
	⑨スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援、調査・調整	
	及び実施計画策定支援)、⑩指導	
	3 <定額助成>	
	①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、	
	③畑の区画拡大(水路変更あり)、④畑の区画拡大(水路変更なし)、	
	⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客	
	土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備	
	<定率助成>	
	①農業用用排水施設、②暗渠排水、③土層改良(客土、混層耕、除	
	礫、心土破砕及び土壌改良)、4区画整理、5農作業道等、6農地	
	造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑫管理省力化支援	
	4 <定額助成>	
	①条件改善推進費	
	<定率助成>	
	⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援	
実施要件	1 農地中間管理機構との連携	要綱第6-3
	2 スマート農業導入推進計画を作成	
	3 農地耕作条件改善計画を作成	
	4 1地区当たり事業費 200 万円以上 (ハード事業)	
	5 受益者数は、農業者2者以上	
	6 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費	
	が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入	
	計画を作成	
実施主体	県、農地中間管理機構、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	
負担割合	1 定額助成	_
	(1)事業種類①~⑩(田の区画拡大(水路変更なし)~畑作転換工)	要領第 6-1-(1)
	にあっては、以下のとおり	
	アーイに掲げるもの以外	
	→要領別表1の助成単価の欄の1「通常の助成単価」を参照	

	T				T
	イ 事業完				
	2 定率助成				
	<県営の場合>	日	ı e	Tr.P. ==	
		50%	県 27.5%	地元 22.5%	
	宗呂    (中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)	
	(1,11111)	(3370)	(27.570)	(17.570)	
留意事項	1 実施区域は		備に関する法律	 (昭和 44 年法律第 58	要綱第 4-1
				成のうち、地域計画策	
	定区域とする				
	2 ソフト事業は原則としてハード事業の受益地内を実施区域とする 要締				
	(国費が投じられている関連事業の受益地内にハード事業の受益地				
	がある場合は				
	3 助成期間は				
	する				
	①ハード事業については、原則は最大3年間				
	②ソフト事業	のうち事業実施に	必要なもの(調査	査・調整、実施計画策	
	定、高収益作	物転換プラン作成	支援等) につい	ては最大2年間	
	③ソフト事業のうち営農定着に当たり必要なもの(高収益作物導入				
	支援等)については最大5年間				
調査計画		綱別表の定額助成	の条件改善推進	費を利用)の場合>	
	1 調査期間				
	2年まで				
	2 調査主体				
	県 銀木弗色田	宝! 人			
	3 調査費負担	剖合 単年度 300 万円ま	70)		
	,		,	~2年)→工事(~3	年) した宝結けた
		本事業を実施して			一一 した大側はな
			• • •		

農業水路等長寿命化・防災減災事業					
国事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業(長寿命化対策)				
項目	内容				備考(参照箇所)
事業内容	①水利施設整備	x利用 要綱別表区分 1			
	調査・調整、⑤	耐震性点検	• 調査		
実施要件	1 長寿命化・	防災減災計	画を作成		要綱第 6-1
	2 水利施設整	備を実施す	る場合は、1に加	え、以下の全ての要	要綱第 6-2
	満たすこと				
	(1) 1地区当	たりの事業	費の合計が 200 万	· 円以上	
	(2) 1地区当	たりの受益劇	農業従事者数が 2	者以上(施設の廃止	や撤し
	去を行う場				
	. ,	•	工期が原則 3 か年		
				利用調査・調整及び	
			1の要件に加え	、1地区当たりの事	¥工
	期が1か年以		- I NAME DIA - H A	// > > H+ ///   <	ALL TO THE OF
				一体となる農業水利	施設   要領第 2-5
++++ \./I.			って造成された農		
実施主体		地饮艮区、总	農業者等の組織す 	る団体 	
負担割合	<県営の場合>	F_			1
	. Arr	国	県	地元	
	一般	50%	27.5%	22.5%	
	一般(更新)	50%	31%	19%	
	中山間	55%	27.5%	17.5%	
	中山間(更新)	55%	30%	15%	
留意事項	1 事業の実施	区域は、原則	 則として、農業振	興地域の整備に関す	
	律第8条第2	ただ			
	し、長寿命化	゛れか			
	を満たす場合	、生産緑地法	は第3条第1項に	基づく生産緑地地区	区及び
	都市計画法第	7条に基づ	がく市街化調整区:	域のうち地方公共団	]体の
	条例等により	農用地の適	正な保全が図られ	ている区域で行う	もの、
	現在行われて	いる農業生	産の条件を当面約	<b>推持するために行う</b>	もの
	についてはこ	の限りでない	( ) <sub>0</sub>		
	※農村振興局	長が別に定る	める条件		要領第 4
	①生産した農	産物を直売	所等で販売するこ	とで、地元での消費	での促
	進に寄与して	いるような。	農地が受益地内に	ある	

- ②市民農園等、都市住民が農作業体験できる農地が受益地内にある
- ③防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農 地が受益地内にある
- 2 事業対象施設
  - ①国営造成施設と一体となる(=当該受益の受益面積が国営造成施設の受益地と重複する)農業水利施設
  - ②国庫補助事業で造成された農業水利施設等
  - ③国庫補助事業で補修・更新、維持管理された施設(例:日本型 直接支払いの対象となっている施設)、又はそれらと一連のつなが りを有する施設
  - ④国庫補助事業で定める要件と同等の受益面積(かんがい受益面 積、防災)や施設規模を持つ施設
  - ⑤国庫補助事業で定める要件と同等の想定被害額を有する施設
  - ⑥農林水産省以外の国庫補助事業等で造成・補修された施設で、適 切な維持管理がなされ、現在においても農業利用が継続されている 施設
- 3 計画期間の変更は計画の認定年度から5か年以内で、期間の変更 を繰り返すことによる長期化は認められない
- 4 県営事業では受益面積 20ha 以上

#### 調査計画

<県営の場合>

- 1 調査期間
  - 1年
- 2 調査主体 県、市町村
- 3 調査費負担割合 国 100% (~1千万円)

畑作等促進整備事業						
国事業名	国事業名					
項目	内容	備考(参照箇所)				
事業内容	内容	備考 (参照箇所) 要領別表 1 要領別表 5				
	益作物導入支援、①機械作業体系導入支援、⑧労働生産性向上技術導入支援、⑨指導					
実施要件	1 畑作等促進整備計画を作成 2 1地区あたりのハード事業費の合計が200万円以上 3 1地区当たり受益者数が農業者2者以上 4 事業実施後、受益地内の全ての農地で水稲以外の作物の作付けを 行う	要領第5				
	5 共同利用機器の導入を実施する場合は、共同利用機器導入計画を 作成 6 スマート農業の導入を実施する場合は、スマート農業導入推進計 画を作成	要領第 6-(4) 要領第 6-(5)				
実施主体	県					
負担割合	<定額助成>           事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じ					

て設定するものに次に定める上限単価を乗じた額の合計 (ハード)

要領別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度。事業主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとし、農業者施工等の状況を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。また、本事業を水田で実施する場合、上限単価は要領別表1に掲げる額の2倍を上限とする。

(ソフト)

要領別表2に掲げるもの

### <定率助成>

	国	県	地元
一般	50%	27.5%	22.5%
中山間	55%	27.5%	17.5%

## 留意事項

1 畑作等促進整備計画を作成する地区の範囲は、同一の水系又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定

要領第 6-(2)

- 2 事業の実施にあたり、水田機能の撤去は求めないが実施後には水 活交付金の交付対象水田から除外するとともに、畑作物等の作付け が必要
- 3 ハード事業とソフト事業はそれぞれ最大5年まで実施可能で、期間を重複せず行うことも可能なため最大10年となる

### 調査計画

- 1 調査期間
  - $1\sim2$ 年
- 2 調査主体
  - 県
- 3 調査費負担割合
  - 1年目

国50%、県50%

2年目

県 100%

	団体営農業集落排水事業	
国事業名	農村整備事業 農業集落排水施設整備事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	1 強靭化型	要領別紙 1 第 2-1
	既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適	
	正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整	
	備等の改築又は撤去	
	2 高度化型	
	維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の	
	整備、改築又は撤去	
実施要件	1 共通要件	要領別紙1第4-1
	(1)受益戸数が 20 戸以上、末端受益が 2 戸以上	
	(2) 既設の農業集落排水施設の改築は、最適整備構想及び維持管理	
	適正化計画が策定され、費用が 200 万円以上、かつ、次のいずれ	
	かに該当すること	
	ア 維持管理が適切に行われ、供用開始後7年以上経過	
	イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水	
	質基準の強化その他既設の農業集落排水施設を取り巻く条件	
	又は環境の変化が認められる	
	(3)農業集落排水施設の整備又は改築は、コスト縮減や経営改善に	
	資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること	
	(4)防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合、1処	
	理区当たり 1 か所(敷地面積 0.3ha 以上 1 ha 未満の防災拠点等	
	については、1地方公共団体当たり 10 か所)を上限とすること	
	2 強靭化型	
	次のいずれかを満たすこと	
	(1)定住人口が 500 人以上	
	(2)浸水想定区域内にある	
	(3) 処理区内に防災拠点等となる公共施設等が存在する	
	(4) 施設の再編・集約を行う	
	3 高度化型	
	維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理	
	システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備	
	等、新技術を導入するものであること	
実施主体	市町村、土地改良区	
負担割合		

	国	県	地元		
	50%	_	50%		
留意事項	1 汚水処理施設は、	原則として処理対象	人口 1,000 人程度に	相当す	要領別紙 1 第 2-2
	る規模以下を単位	として計画し、施行す	┝る。ただし、流域下	水道又	
	は公共下水道に農	業集落の汚水を排出し	<b>しようとする場合は、</b>	原則と	
	して、下水道として	て計画し、施行する。	以上の原則によりが	たい場	
	合は、関係市町村及	とび都道府県の農林担	当部局と下水道担当	部局と	
	の間で所要の協議	調整を行う。			
	2 汚水には、重金	属等の有害物質を含む	『工場排水等は含めな	5 N 2	
	3 太陽光発電施設	は、停電時にも汚水処	l理施設等に電力を供	給でき	
	る自立運転機能を	施設の			
	整備のみ行う場合				
	4 汚泥の循環利用	る有機			
	物資源を活用でき				
	5 公共浄化槽等整	業と連			
	携して本事業を実施	施する場合は、市町村	及び県の浄化槽担当	部局と	
	所要の協議調整を	行うものとする			
調査計画	1 調査期間				
	1年				
	2 調査主体				
	市町村				
	3 調査費負担割合				
	国 50%、地元 5	0%			

	通作条件整備事業	
国事業名	・農村整備事業 農道・集落道整備事業	
	· 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 通信	作条件整備
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	農村整備事業	
	1 強靭化型 既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づ く機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等から の整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴 う路線の変更若しくは撤去(新設は対象外)	農村整備事業要領別紙2第2-1
	2 高度化型 農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のため の既設の農道又は集落道の改良(新設は対象外)	農村整備事業要領別紙2第2-2
	農山漁村地域整備交付金	農山交要領別紙1-
	1 基幹農道整備 (1) 一般型 農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図る ため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹と	1運用1第2-3-(1)
	なる農道の整備 (2)保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能 保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策	
	2 一般農道整備 (1) 一般型	農山交要領別紙1- 1運用1第2-3-(2)
実施要件		

農	計	<b>这</b> 徒	吉事	業
17.5	117	ᄑᄱ	нт	<del>_</del> <del>_</del> <del>_</del> <del>_</del> <del>_</del>

#### 1 強靭化型

- (1) 個別施設計画が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること
- ア 受益面積が50ha以上(中山間地域等は30ha以上)、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員が4m以上
- イ 災害対策基本法に基づく地域防災計画で避難路等に指 定されている道路及び当該道路に接続するなどの避難、救 護活動等への影響が大きいもの
- ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への 影響が大きいもの
- エ 施設の再編・集約を行うもの
- (2) 総事業費が 3,000 万円以上であること((1) のイ、ウ又はエは 800 万円以上)
- 2 高度化型
  - (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実であること
  - (2) 総事業費が 3,000 万円以上であること

農村整備事業要領

別紙 2 第 4-2

農村整備事業要領

別紙2第4-1

# 農山漁村地域整備交付金

#### 1 基幹農道整備

- (1) 一般型
- ア 受益面積が 50ha (振興山村、過疎地域、半島振興対策実 施地域又は指定棚田地域では 30ha) 以上であること
- イ 総事業費が1億円以上
- ウ 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員が4 m以上(振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地 域では3m以上)
- エ 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半であること
- オ 通作条件整備計画が策定されていること
- (2) 保全対策型
- ア 受益面積が 50ha (振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域では 30ha 以上)
- イ 総事業費が30百万円以上
- ウ 個別施設計画が策定されていること

農山交要領別紙1-1運用1第4-3-(1)

	2 一般農道幣	<b>ケ/</b> 世				農山交要領別紙1-
	2 一般農道雪   (1)一般雪	1運用1第4-3-(2)				
		<b>±</b>	1 建用 1 第 4-3-(2)			
	ア・受益値	天				
			ぱでは 30ha)以」 ↓↓	Ē.		
		巻費が5千万円以			h.L.	
			豪雪地帯、振興[		()	
		- 715 11 117 - 717	日地域では全幅員	, , , .		
			定定されているこ	۷		
	(2)保全文		n 1.1.1. \d 74.11.1.4		<i>₹</i> - <i>\$</i> -	
			興山村、過疎地域) ·	乂は半島振興对	東	
		成では 30ha)以_ **# ぃ ao エエロ	_			
		き費が30百万円				
		施設計画が策定さ	いること			
実施主体	県					
負担割合						
		・農山漁村地域圏	整備交付金共通>			
		玉	県	 地元		
	<u> </u>	50%	37%	13%		
	一般農道	50%	25%	25%		
留意事項	1 既設の農道	は、農業農村整備	<b>斯事業等農林水産</b>	省所管事業によ	り農	農村整備事業要領
	道として造成	された路線、地方	方単独事業である	ふるさと農道緊	急整	別紙2第1-1
	備事業により	造成された路線	及び地域再生法	に基づき農道と	して	
	造成された路	線				
	2 集落道は、	主として農業機	械の運行等の農	業生産活動及び	農産	農村整備事業要領
	物、農業資材	等の運搬に供する	るもののうち、実	医施区域内に介在	又は	別紙2第1-2
	隣接する農業	集落に係るもの	で、当該地域と有	「機的かつ密接に	連携	
	する道路					
	3 市町村道認	定された道路は、	、国土交通省の所	<b>行管であり、市町</b>	「村道	
	を対象とする	補助事業等を活	用して整備され	るものであるこ	とか	
	ら、原則とし、	て対象としない。	ただし、農山漁	村地域整備交付	金で	
	は例外的に、	下記の①、②が行	確認できると整備	<b>帯が可能。</b>		
	①保全管理	記録簿が作成され	れており、引き紡	<b>き、農道として</b>	の性	
	格が強く、	農道としての機能	能を維持する必要	要があること		
<u> </u>	1					1

	②老朽化等により緊急的に補修や更新を必要とし、一般道路整備 事業による優先度が低く、改良計画がないこと								
調査計画									
		農村整備事業	農山漁村地域整備交付金						
	ア調査期間	2年	1年						
	イ 調査主体	県	市町村						
	ウ 調査費負担割合	国50~100%、県0~50%	市町村 100%						

広域農業用水適正管理対策事業							
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 水利施設整備 匠	広域農業用水適正管					
	理対策事業						
項目	内容	備考(参照箇所)					
事業内容	1 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、	要領別紙2運用4					
	樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業完了後も関連事業が	第1					
	未完了等のため、用途廃止されずに残存しているものの撤去						
	2 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業						
	水利施設の撤去						
実施要件	1 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去	要領別紙2運用4					
	することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条	第3					
	の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含ま						
	れていた農業水利施設						
	2 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去						
	(1) 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及						
	び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設						
	(2) 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の						
	原因となる恐れのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求						
	められている施設						
実施主体	点						
負担割合	従前の国営土地改良事業の負担率と同様						
留意事項	_						
調査計画	1 調査期間	L					
	1~2年						
	2 調査主体						
	県						
	3 調査費負担割合						
	1~2年目						
	県 100%						

	農業水利施設魚道整備促進事業	
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 水利施設整備 地域	用水環境整備事業
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的	要領別紙 2 運用 5
	として県が実施する魚道整備 (単独魚道整備)	第 1-1-(2)-ア
実施要件	1 次に定める要件を満たすこと	要領別紙 2 運用 5
	(1) 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条	第 3-1-(1)
	件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施すること	
	が適当と認められること	
	(2) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認めら	
	れること	
	(3)総事業費が5千万円以上であること	
	2 次に掲げるいずれかの施設であること	要領別紙2運用5
	(1)国・県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設で	第 3-1-(2)-ア
	次のいずれかに該当するもの	
	①魚道が未整備又は現に設置されているが魚道の通水能力が小さ	
	く常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設	
	②流水による魚道の損傷、下流部の河床低下部等が遡上の障害と なっている施設、常時一定量の下流への放流量を確保することが	
	困難な施設	
	③水産庁、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備	
	を要請されている施設	
	(2) 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れ	
	のある県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設と	
	して次の要件を満たすこと	
	① (1) のいずれかに該当するもの	
	②1級河川又は2級河川の農業水利施設のうち、河川を横断する	
	大規模な工作物で取水能力が 0.3 ㎡/s 以上の施設	
	(3)前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備予定の農業水利施	
	設で、魚道が未整備のため、魚類の遡上の障害となるもの	
実施主体	県	
負担割合		
	国	
	50% -	
留意事項	(1)単独魚道整備を実施する取水能力は、水利権水量に関わらず、	

	取水口の大きさ、樋管等の勾配などの施設構造から、現に 0.3 ㎡/s
	以上の取水能力を有することが明らかな場合は、本事業の対象施
	設となる
	(2)「前後一連の区間」は、一連の水系を通して本線と支線の関係で
	も可能であり、距離的な制約はない
調査計画	1 調査期間
	1~2年
	2 調査主体
	県
	3 調査費負担割合
	1~2年目
	県 100%

	集落基盤整備事業	
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落集落基盤再編型	基盤再編・整備事業
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落 基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の 整備・再編を実施する	要領別紙 4-1 運用 1 第 1-1
実施要件	1 農業振興地域を対象としていること 2 次のいずれかの事業とする ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業(活性化施設整備事業、交流施設基盤整備事業を除く)を一体的に実施する イ 農村生活環境整備事業のみ(活性化施設整備事業、交流施設基盤整備事業を除く)を実施する ウ ア又はイと併せて5に記載の特認事業を実施する 2 ほ場整備事業を土地改良事業として行う場合は、20ha 以上の地積にわたる土地を受益地とする 3 歴史的土地改良施設保全整備事業にあっては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする ア 文化財保護法第27条若しくは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設では同法第56条の2の規定に基づき登録され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設であること イ 当該施設の支配面積が20ha以上であること 4 市民農園等整備事業にあっては、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができる 5 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす事業対象地域は、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特認事業を実施することができる ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業(地域農業活動拠点施設整備事業を除く)を一体的に行うもので、かつ、①農業用用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全に掲げる事業のうち2以上の事業を行うもので、受益面積が県営では60ha以上、市町村営では20ha以上であること イ ほ場整備事業を行うもので、受益面積が県営事業では20ha以上、市町村営では10ha以上であること又は別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うもので、ほ場整備に	要領別紙 4-1 運用 1 第 3-1 要領別紙 4-1 運用 1 第 3-2 ※左記の 2 事業の詳細については、留意事項参照

実施主体負担割合	係る受益面積の合 積が県営事業でに ウ 農村生活環境整 及び特認事業の登 県、市町村 <県営の場合> 国 50%				
留意事項	1 農業生産基盤整備 ①農業用用排水施語 ⑤農地防災、⑥客ニ 2 農村生活環境整備 ①農業集落道整備、 備、④農業集落防災 ⑦地域農業活動拠点 基盤整備事業、⑩情 生態系保全施設等整 補強整備事業、⑤施 事業、⑦施設集約整業 3 要領別紙 4-1 運用 業生産基盤整備事業 業生産基盤を併せ行 産基盤事業以外の事 (中山間地域農業長 も同様)	全   水施設整備、設定事業、保整	要領別表 「農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容」		
調査計画	<県営の場合> 1 調査期間 1~2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1年目 国 50%、県 50 2年目 県 100%	0%			

	海岸保全施設整備事業	
国事業名	農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	内容  1 高潮対策   高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良する  2 侵食対策   波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良する  3 海岸耐震対策   地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管	備考(参照箇所)要領別紙 11 第 2-3
実施要件	理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査 (2) 堤防・護岸等の耐震対策	要領別紙 11 第 3-2
天爬安什	コート	女限別私 11 第 3-2

	0 161171717171			
	3 海岸耐震対策			
	海岸保全区域内において実			
	たすもの			
	(1)以下のいずれかに該当す			
	枢機能集積地区を有するこ			
	①朔望平均満潮位以下の防	<b>訪護区域を有し</b>	、甚大な浸水被害のお	
	それがあり、緊急的な対策	<b>ぎを要する海岸</b>	1	
	②東海地震に係る地震防災	《対策強化地域	は、南海トラフ地震防災	
	対策推進地域、日本海溝・	千島海溝周辺	]海溝型地震防災対策推	
	進地域その他大規模地震が	>想定される地	域において、甚大な浸	
	水被害のおそれがあり、緊	K急的な対策を	要する海岸	
	(2) 実施個所が以下のいずれ	いかに該当する	こと	
	①高潮浸水想定区域に指定	<b>Eされているこ</b>	と又は令和7年度末ま	
	でに高潮浸水想定区域に指	<b>定される見込</b>	みであること	
	②津波災害警戒区域に指定	<b>Eされているこ</b>	と又は令和7年度末ま	
	でに津波災害警戒区域に指	旨定される見込	ふみであること	
	(3) 地域の防災計画等に基つ	<b>ゔき、一連の</b> 防	ī護区域を有する海岸ご	
	とに、海岸耐震対策事業計	画が策定され	にいる地区であること	
	(4)海岸ごとの総事業費が5	5,000 万円以上	であること	
実施主体	県			
負担割合				
	国	県	地元	
	50%	50%	_	
留意事項	1 高潮対策事業計画			要領別紙 11 第 2-4
	海岸管理者が関係機関の意	意見を聴取して	作成し、現地調査を行	
	い、①海岸の概要、②事業の	概要、③計画	jの内訳、④成果目標、	
	⑤その他参考となる事項につ	いて定める		
	2 侵食対策事業計画			
	1と同様			
	3 海岸耐震対策事業計画			
	海岸管理者が関係機関の意	意見を聴取して	作成し、事業着手から	
	原則5年以内に成果目標の達	を成が見込まれ	るよう、①海岸の概要、	
	②事業の概要、③計画の内部	尺、④浸水防止	に関連した総合的な計	
	画、⑤成果目標、⑥関係機関	との連携等、(	⑦関連するソフト対策、	
	⑧その他参考となる事項			
				•

調査計画	1	調査期間
		1~2年
	2	調査主体
		県
	3	調査費負担割合
		1年目
		国 50%、県 50%
		2年目
		県 100%